

盛土規制法に基づく 許可制度等の手引

令和7年4月

相模原市

都市建設局 まちづくり推進部 開発調整課

目次

第1章 概要

1 本書の目的	3
2 用語の定義	4
(1) 宅地、農地等、公共施設用地.....	4
(2) 土地の形質の変更（宅地造成、特定盛土等）	5
(3) 土石、土石の堆積.....	6
(4) 盛土又は切土をする土地、土石の堆積を行う土地、工事をする土地.....	7
(5) 崖、崖の高さ、擁壁の高さ、盛土又は切土の高さ.....	8
(6) 盛土のタイプ、勾配.....	9
(7) 溪流等	10
(8) 工事主、工事施行者、設計者、現場管理者.....	11
3 規制区域	12
4 許可又は届出の対象となる工事	13
(1) 許可を要する工事（許可対象規模）	13
(2) 届出を要する工事等.....	16
(3) 盛土等の一体性.....	18
(4) 規制対象外となる行為.....	19
(5) 許可及び届出の不要となる工事.....	21
(6) 国、県又は市が行う工事の特例.....	25
(7) 開発行為の許可の特例（みなし許可）	26
5 住民への周知	28
(1) 住民周知の基本的な考え方.....	28
(2) 住民周知の方法.....	29
(3) 住民周知の対象者.....	31
(4) 周知する内容.....	33

第2章 許可制度の手続

1 手続の流れ	35
(1) 手続きの要否の判定	35
(2) 工事をする土地の面積 500 m ² 以下の手続き	36
(3) 工事をする土地の面積 500 m ² 超の手続き	37
2 施行条例の手続き	39
(1) 施行条例の概要	39
(2) 施行条例における用語の定義	40
(3) 土地の形質の変更等に関する工事の照会	41
(4) 境界の明確化	42
(5) 予定標識の掲示	43
(6) 近隣住民等への周知	44
(7) 意見の申出	46
(8) 工事計画周知報告書の提出	47
(9) 再意見の申出	48
(10) 協定の締結	49
(11) 許可前の計画変更等の手続き	50
(12) 保証金の預託	51
3 許可申請の手続	53
(1) 住民周知から許可申請までの期間の制限	53
(2) 設計者の資格	54
(3) 土石の堆積に関する工事の期間の制限	56
(4) 許可申請書の記載事項	57
(5) 許可申請書の添付書類	59
(6) 申請手数料	66
(7) 標準処理期間	68
(8) 工事の着手の制限	68
(9) 許可地の情報の公表	69
4 許可基準	70
(1) 技術的基準への適合	70
(2) 工事主の資力及び信用	72
(3) 工事施行者の能力	73
(4) 土地所有者等の同意	74
5 工事着手に係る手続	75
(1) 許可標識の掲示	75
(2) 着手の届出	75
(3) 変更の許可	76
(4) 軽微な変更の届出	78
6 定期報告及び検査等の手続	79
(1) 定期の報告	79
(2) 中間検査	81
(3) 完了検査等	83

第1章 概要

1 本書の目的

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）に伴う崖崩れや土砂の流出による災害を防止し、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため令和5年5月26日に施行されました。

盛土規制法では、市長は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」として指定することができることとされており、本市においては、令和7年4月1日に市内全域を規制区域に指定しました。

規制区域内では宅地造成の際に行われる盛土や切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても、災害防止のために必要な許可基準に基づいて市長の許可を受ける必要があります。

また、本市では、災害の防止及び近隣住民等との相互理解を促進するため、「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例」（以下「施行条例」という。）により、盛土規制法で義務付けられている許可申請前の住民への周知の手続きの強化やその他必要な手続きを規定しています。

本手引は、盛土規制法及び施行条例に基づき規制区域内で行う盛土等に関する工事の許可又は届出に係る基準や手続きを解説することにより、災害の防止を図るとともに、工事主と住民の相互理解の促進、工事の円滑な実施に資することを目的とします。

本書における法令等の略称は次のとおりです。

法・盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令・令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
条例・施行条例	相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例（令和6年相模原市条例第59号）
規則	相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法等の施行に関する規則（令和7年相模原市規則第3号）

2 用語の定義

(1) 宅地、農地等、公共施設用地

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

【解説】

- ・本法における土地の分類は、「宅地」、「農地等」又は「公共施設用地」の3種類で、その定義は次の表のとおりです。

土地の分類	定 義
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地 (一般的にいわれる「宅地 (= 建築物の敷地)」ではありません。)
農地等	農地、採草牧草地、森林
公共施設用地 (盛土規制法の対象外)	道路、公園、河川
	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設
	雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

- ・原則、土地の分類は、現況の土地の用途で判断し、登記簿上の地目は関係ありません。
- ・「公共施設用地」は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含みます。
- ・「道路」は、道路法による道路に加え、国、県又は市が管理又は監督する林道を含みます。

(2) 土地の形質の変更（宅地造成、特定盛土等）

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

【政令】

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さ二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時に行う場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さ二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

【解説】

- ・ 盛土規制法の規制対象となる「土地の形質の変更」は、その土地の用途により「宅地造成」又は「特定盛土等」の2種類に分類され、その定義は次のとおりです。

分類	定義
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更
特定盛土等	宅地又は農地等において行う土地の形質の変更で、隣接又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの

- ・ 公共施設用地において行う土地の形質の変更は、盛土規制法の規制対象外です。
- ・ 盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更の要件は次に掲げるとおりです。

要件	① 盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さ2m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い高さ2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)
イメージ図			
要件	④ 盛土で高さ2m超となるもの (①、③を除く)		⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)
イメージ図			

(3) 土石、土石の堆積

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

【政令】

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

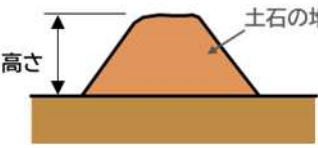

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

【解説】

- ・「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指し、「土砂」及び「岩石」の定義は次のとおりです。

分類	定義
土砂	次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。 ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。） ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

- ・盛土規制法の規制対象となる「土石の堆積」は、宅地又は農地において行う一時的な土石の堆積で、その要件は次に掲げるとおりです。

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m 超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500 m ² 超となるもの（⑥を除く）
イメージ図		

- ・公共施設用地において行う一時的な土石の堆積は、盛土規制法の規制対象外です。
- ・次に掲げるものについては、「土石の堆積」とみなしません。
 - 1) 試験、検査等のための試料の堆積
 - 2) 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
 - 3) 岩石のみを堆積する土石の堆積であつて勾配が 30 度以下のもの
 - 4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

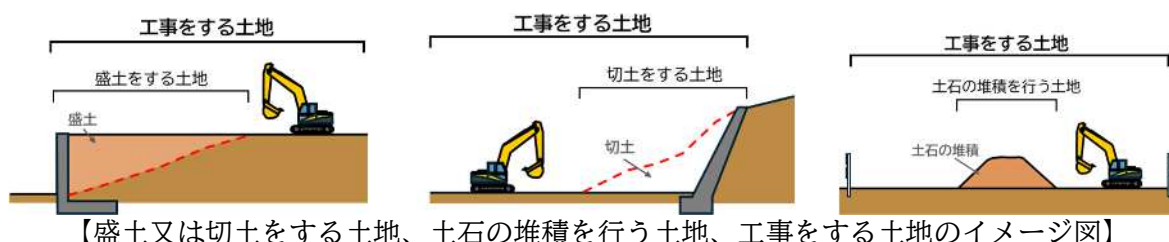
ただし、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、「土石の堆積」とみなします。

(4) 盛土又は切土をする土地、土石の堆積を行う土地、工事をする土地

【解説】

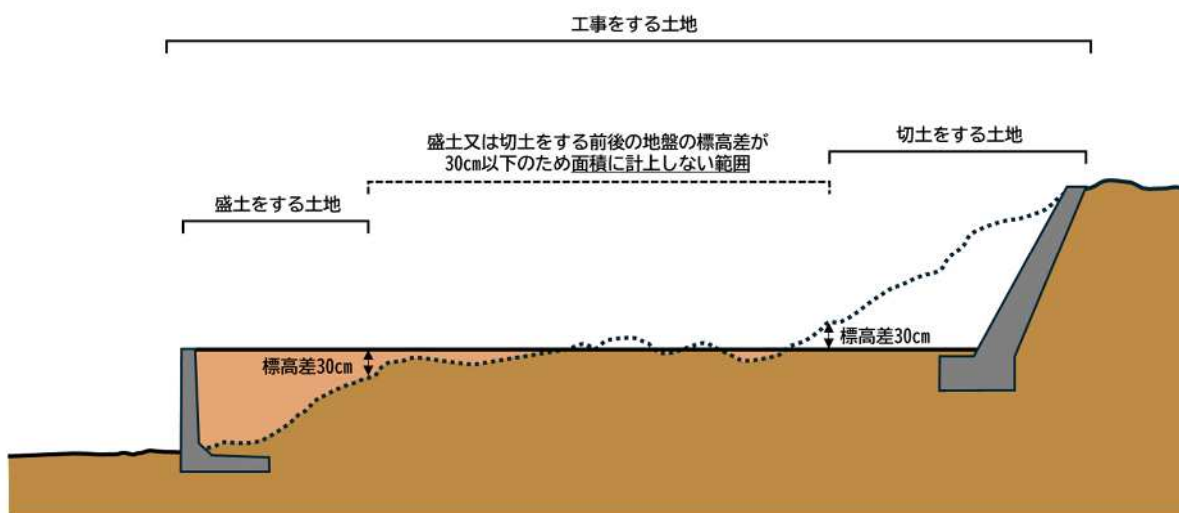
- 盛土規制法では、許可申請又は届出する工事1件に対して申請書等に2種類の土地の面積を記載することが求められますが、許可対象要件や施行条例の対象要件を判断するのに重要であることから、本市では申請書等に記載する土地の種類を次のとおり定めます。

土地の種類	定義
盛土又は切土をする土地	盛土又は切土をすることにより土地の地盤の標高を変更する範囲 (ただし、盛土又は切土をする前後の地盤の標高差が30cm以下の部分は除く)
土石の堆積を行う土地	実際に土石の堆積を行う範囲(30cm以下の部分も含む)
工事をする土地	許可申請書等の「土地の面積」と同じ範囲を指し、盛土等に関する工事をするにより一体的に利用する土地の範囲(開発行為でいえば、開発区域と同じ)



【盛土又は切土をする土地、土石の堆積を行う土地、工事をする土地のイメージ図】

- 申請書等に記載する盛土又は切土をする土地の面積は、次の図のとおり、盛土又は切土をする前後の地盤の標高差が30cm超の部分のみを計上してください。



【盛土又は切土をする土地の該当部分のイメージ図】

(5) 崖、崖の高さ、擁壁の高さ、盛土又は切土の高さ

【政令】

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

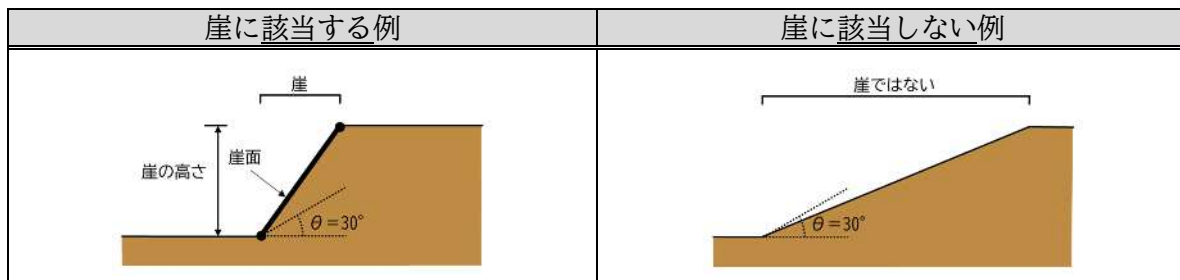
2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとなす。

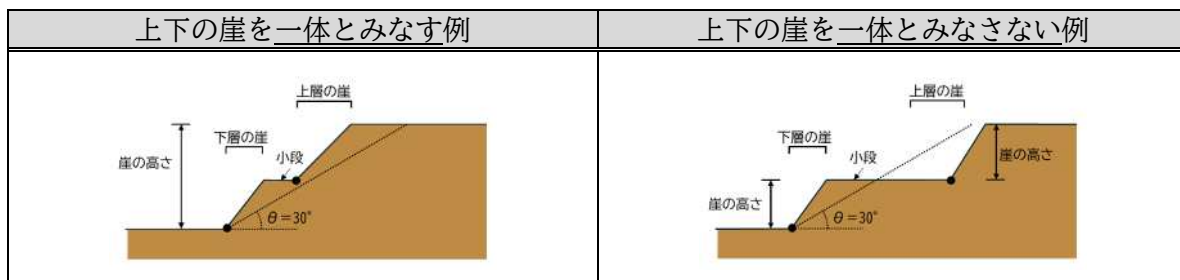
4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

【解説】

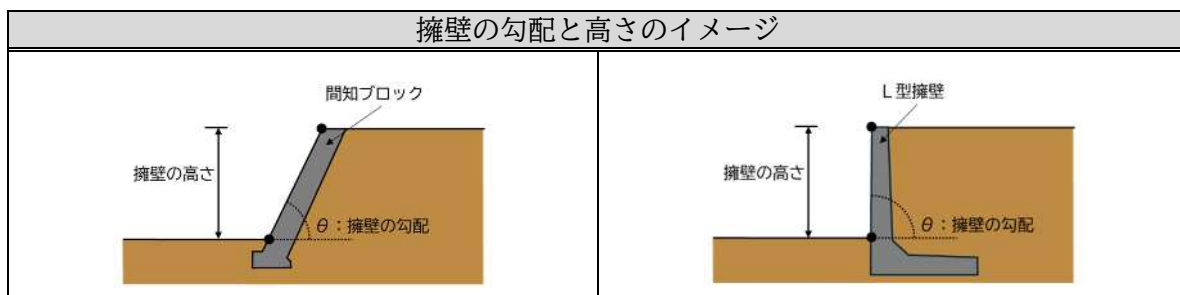
- ・「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、そのイメージは次の図のとおりです。
- ・「崖の高さ」とは、崖面の下端と上端との垂直距離を指します。



- ・小段などによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、次の例のとおり、その上下の崖は一体のものとなします。



- ・「擁壁の勾配」とは、擁壁の前面の上端と下端とを含む水平面に対する角度を指し、「擁壁の高さ」とは、擁壁の前面の上端と下端との垂直距離を指します。
- なお、擁壁の下端は、擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいいます。



- ・「盛土の高さ」とは、盛土をする土地のうち、盛土をする前の地盤の標高が最低標高地点と盛土をした後の地盤の最高標高地点の垂直距離を指し、「切土の高さ」とは、切土をする土地のうち、切土をする前の地盤の最高標高地点と切土をした後の地盤の最低標高地点の垂直距離を指します。

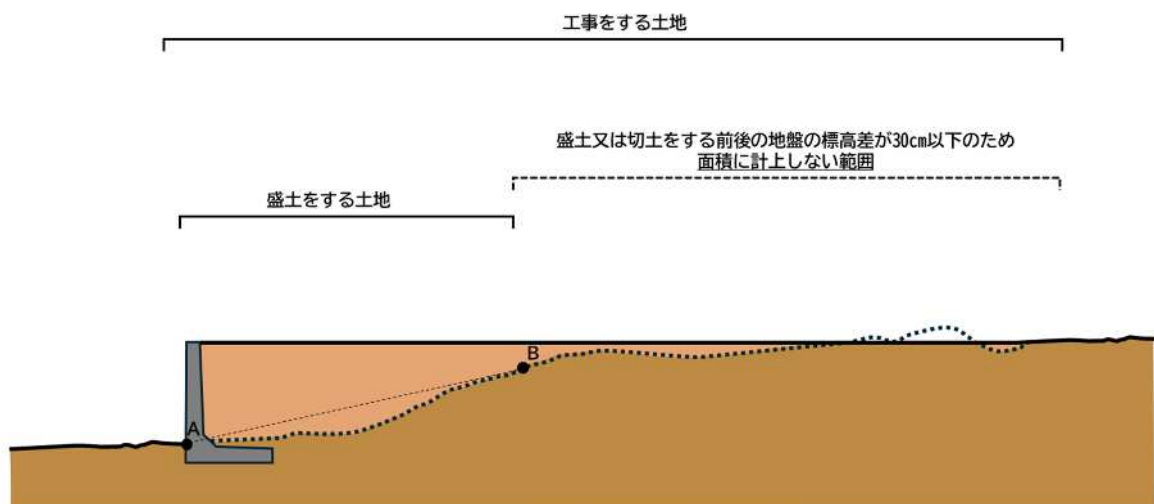
(6) 盛土のタイプ、勾配

【解説】

- 盛土は、盛土をする前の土地の状況により崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることから、次に掲げるとおり盛土の分類を行った上で基準への適合性等を判断します。

盛土のタイプ	定 義
平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土

- 「勾配」とは、次の図のとおり、盛土をする土地における盛土をする前の最低標高地点(A)と最高標高地点(B)の標高差と水平距離により求めることができます。



【盛土のタイプを判定するための土地の勾配のイメージ図】

(7) 溪流等

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 (略)

【省令】

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条 令第七条第二項第二号(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

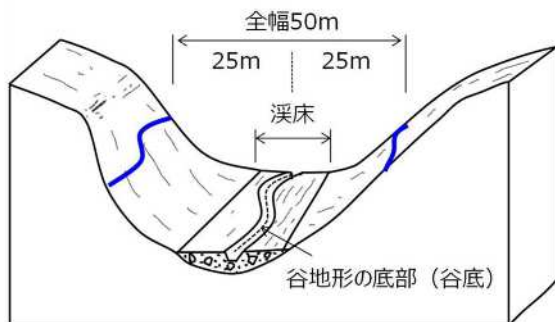
【解説】

・「溪流等」とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地を指します。

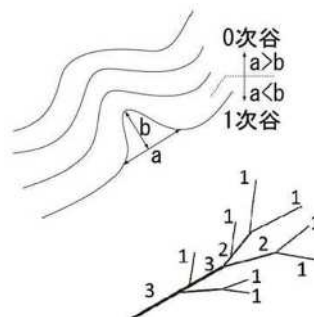
・溪流等における盛土は、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。やむを得ず、溪流等において盛土をする場合には、盛土に講ずる一般的な措置に加え、詳細な地質調査等の追加措置が必要となります。また、溪流等における盛土が崩落した場合に、流出した土砂が土石流となって溪流等を流下し、到達することが想定される土地が広範囲になることから、工事計画の住民への周知においても特段の配慮が必要です。

・溪流等が指す範囲とは、溪床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲とします。ただし、地形改変の履歴（崩壊履歴を含む。）がある溪流等については、別途考慮します。

・「溪床勾配」とは、谷地形の底部の中心線の勾配のことで、地形図の等高線の凹部を線で結び等高線との交点の標高を読みとることで求めることができます。
・「0 次谷」とは、常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいいます。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当します。



【溪流等のイメージ図】



【0次谷の概念図】

(8) 工事主、工事施行者、設計者、現場管理者

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 (略)

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

第三十一条 (略)

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【解説】

- ・「工事主」とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者をいいます。
- ・「工事施行者」とは、工事の請負人又は自ら工事をする者をいいます。
- ・「設計者」とは、その者の責任において、設計図書（工事を実施するために必要な図面）を作成する者をいいます。
- ・「現場管理者」とは、設計に従い工事を指導・監督する立場として工事現場に配置する技術者をいいます。請負契約の場合には元請業者の主任技術者又は監理技術者が該当します。

3 規制区域

【法】

(宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

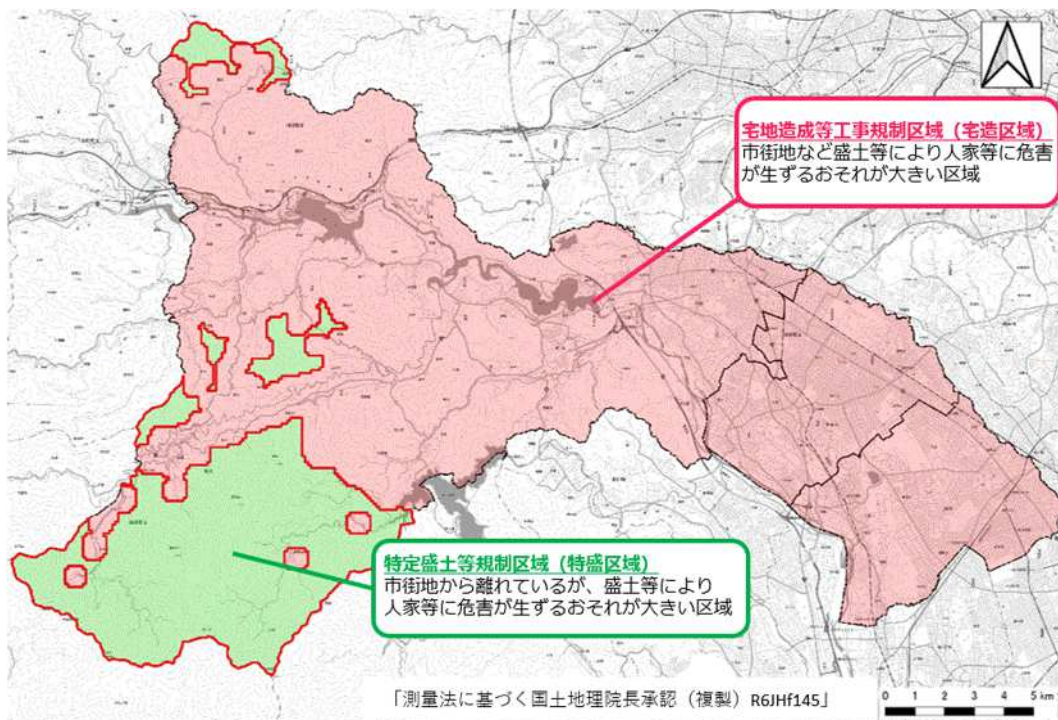
(特定盛土等規制区域)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

【解説】

- 本市では、市内全域を「宅地造成等工事規制区域」（以下「宅造区域」という。）又は「特定盛土等規制区域」（以下「特盛区域」という。）のいずれかの規制区域に指定しました。それぞれの規制区域の定義と本市の区域は次のとおりです。なお、都市計画区域内は全て宅造区域です。規制区域の詳細な範囲はホームページをご覧ください。

区域の名称	定義	本市の区域
宅地造成等工事規制区域 (宅造区域)	市街地や集落、その周辺など、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア	緑区の津久井地区及び藤野地区の一部を除く全域、中央区、南区
特定盛土等規制区域 (特盛区域)	市街地などから離れているが、地形等の条件から、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア	緑区の津久井地区及び藤野地区の一部



【相模原市の規制区域】

- 宅造区域と特盛区域の違いは許可対象規模が異なるのみで、許可対象となる場合の手続きや技術的基準等は同じです。

4 許可又は届出の対象となる工事

(1) 許可を要する工事（許可対象規模）

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三十二条 都道府県は、第三十条第一項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

【政令】

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八条 法第三十条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 (略)

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

【条例】

(特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第16条 法第32条の条例で定める特定盛土等の規模は、政令第23条第1号から第4号までのいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする地の面積が500平方メートルを超えるものとする。

2 法第32条の条例で定める土石の堆積の規模は、政令第25条第2項第1号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるものとする。

【解説】

- ・宅造区域又は特盛区域内において行われる一定規模を超える盛土等に関する工事は、工事に着手する前に許可を受ける必要があります。

土地の形質の変更の場合と土石の堆積の場合それぞれの許可対象規模は次ページ以降を参照してください。

<土地の形質の変更（宅地造成・特定盛土等）の許可対象規模>

- ・土地の形質の変更における許可対象の規模は次に掲げるとおりです。
 なお、特盛区域における⑤の面積要件は、本市では条例により強化しているため、宅造区域と同じです。

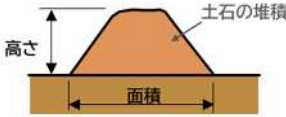

許可対象規模		イメージ図
宅地造成等工事規制区域 (宅造区域)	特定盛土等規制区域 (特盛区域)	
① 盛土で高さが 1m を超える崖が生ずるもの	① 盛土で高さが 2m を超える崖が生ずるもの	
② 切土で高さが 2m を超える崖が生ずるもの	② 切土で高さが 5m を超える崖が生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い高さが 2m を超える崖が生ずるもの (①、②を除く)	③ 盛土と切土を同時に行い高さが 5m を超える崖が生ずるもの (①、②を除く)	
④ 盛土で高さが 2m を超えるもの (①、③を除く)	④ 盛土で高さが 5m を超えるもの (①、③を除く)	
⑤ 標高差 30cm を超える盛土又は切土をする土地の部分の面積が 500 m ² を超えるもの (①～④を除く)		

- ・①～③に該当する崖の一体性の考え方は P. 8「崖、崖の高さ、擁壁の高さ、盛土又は切土の高さ」を参照してください。
- ・④、⑤に該当する土地の形質の変更の一体性の考え方は P. 18「盛土等の一体性」を参照してください。
- ・⑤に該当する土地の形質の変更のうち、勾配 1/10 以下の平坦地で標高差が 1m を超える盛土又は切土が生じる部分が無い場合は、P. 21「許可及び届出の不要となる工事」に該当し許可が不要となります。

ただし、この場合も規制対象であるため、危険性があるときは改善命令等の対象になります。

<土石の堆積の許可対象規模>

- ・一時的な土石の堆積の許可対象の規模は次に掲げるとおりです。
 なお、特盛区域における⑦の面積要件は、本市では条例により強化しているため、宅造区域と同じです。

許可対象要件		イメージ図
宅地造成等工事規制区域 (宅造区域)	特定盛土等規制区域 (特盛区域)	
⑥ 高さが2mを超え、かつ面積が300㎡を超えるもの	⑥ 高さが5mを超え、かつ面積が1,500㎡を超えるもの	
⑦ 土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの		

- ・⑥、⑦に該当する土石の堆積の一体性の考え方はP.18「盛土等の一体性」を参照してください。
- ・⑥、⑦に該当する土石の堆積のうち、標高差が30cmを超える土石の堆積が生じる部分が無い場合は、P.21「許可及び届出の不要となる工事」に該当し許可が不要となります。
 ただし、この場合も規制対象であるため、危険性があるときは改善命令等の対象になります。

(2) 届出を要する工事等

【法】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出)

第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

- 2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

(届出を要する工事)

第三十四条 法第四十条第三項の政令で定める工事は、第二十六条第一項に規定する工事とする。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

【解説】

- ・盛土規制法における届出は次のとおり4種類が規定されています。

届出の種類	届出の時期
特盛区域内の盛土等に関する工事の届出 (法 27 条 1 項)	工事に着手する 30 日前まで
規制区域の指定時における着手済み工事の届出 (法 21 条 1 項、40 条 1 項)	規制区域の指定の日から 21 日以内
擁壁等の除却に関する工事の届出 (法 21 条 3 項、40 条 3 項)	工事に着手する 14 日前まで
公共施設用地の転用に関する届出 (法 21 条 4 項、40 条 4 項)	転用した日から 14 日以内

<特盛区域内の盛土等に関する工事の届出>

- ・特盛区域内において行われる工事のうち、P.13「許可を要する工事（許可対象規模）」に掲げる宅造区域の許可対象要件を超え、特盛区域の許可対象要件以下の規模に該当する盛土等に関する工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、工事に着手する日の 30 日前までに、市長に届け出る必要があります。
- ・ただし、災害の発生のおそれがないものとして、P.21「許可及び届出の不要となる工事」に該当する場合は届出不要です。
- ・届出があった工事について、災害の防止のため必要があると認めるときは、市長は届出者に対して、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができますので、勧告があった場合はその指示に従ってください。
- ・市長は、届出を受理したときは、P.69「許可地の情報の公表」と同様に市のホームページで届出地の情報を公表します。

<規制区域の指定時における着手済み工事の届出>

- ・本市では、令和 7 年 4 月 1 日に市内全域を「宅造区域」又は「特盛区域」のいずれかの規制区域に指定しているため、規制区域の指定時における着手済み工事については令和 7 年 4 月 22 日までに、市長に届け出る必要があります。

<擁壁等の除却に関する工事の届出>

- ・規制区域内の土地において、次の施設等の全部又は一部を除却する工事を行おうとする場合は、工事に着手する 14 日前までに、市長に届け出る必要があります。
 - 1) 高さが 2m を超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設
 - 2) 地表水等を排除するための排水施設
 - 3) 地滑り抑止ぐい

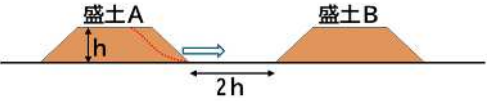
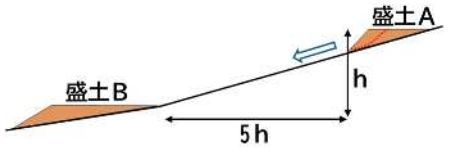
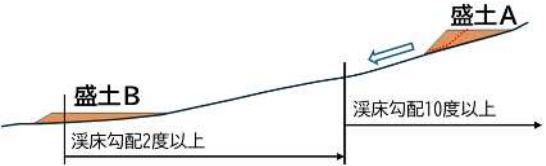
<公共施設用地の転用に関する届出>

- ・規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から 14 日以内に、市長に届け出る必要があります。

(3) 盛土等の一体性

【解説】

- ・許可対象規模に満たない規模の盛土等を繰り返し行うことにより、盛土規制法の規制を逃れる行為を防止するため、盛土等の一体性の考え方を示すものです。
- ・許可対象規模に満たない盛土等のうち、次の要件を満たす盛土等は「物理的一体性」があるものとして原則一体の盛土等であるとします。
 - 1) 複数の盛土等が隣接しており、外形上一体の盛土等を形成する場合
 - 2) 複数の盛土等が近接しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ又は他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれのある場合
 - 3) 同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり一体不可分となる場合
- ・「近接」に該当するケースは次のとおりです。

盛土のタイプ	判断基準	イメージ図
平地盛土	盛土間の距離が盛土高さの2倍以内の場合	
腹付け盛土	盛土間の距離が盛土高さの5倍以内の場合	
谷埋め盛土	溪流等（溪床勾配 10 度以上かつ全幅 50m の範囲）において盛土が上下の位置にある場合	

- ・物理的一体性が認められるものの、事業者の同一性、機能的一体性又は時期的近接性のいずれにも該当しない場合は、物理的一体性が無いものとみなします。

事業者の同一性	土地所有者、工事主、工事施行者、設計者の4者のうちいずれかが同じ場合
機能的一体性	工事完了後に一体の土地利用が行われる場合や、排水施設を共用する場合、土石の発生元が同じ場合
時期的近接性	先行する工事の完了後 1 年以内に次の工事に着手する場合

(4) 規制対象外となる行為

【解説】

・土地利用のために土地の形質を維持する行為等として次に掲げる行為は、災害の危険性を増大させることが想定されないため、盛土規制法における土地の形質の変更として取り扱わず、規制の対象外とします。

- 1) グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等の行為
- 2) 農地及び採草牧草地において行われる通常の営農行為
- 3) 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平たんにする行為
- 4) 建築物の建築又は解体と不可分一体と認められる掘削又は埋戻し等の行為
- 5) 既存擁壁と同種同規模の擁壁を同じ位置に造り替える行為

・規制対象外となる行為に該当するかどうかについては、市の担当窓口で事前相談してください。

<グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等の行為>

- ・グラウンドやゴルフ場等の施設で、当該施設の通常の使用に伴う補修として行う土砂の敷き均しや、降雨等により流出した土砂を補充する行為は、土地の形質を維持する行為として盛土規制法の規制対象外とします。
- ・土砂の敷き均しや補充する土砂の高さが30cm（勾配1/10以下の平坦地においては1m）超となる場合は規制対象となります。

<農地及び採草牧草地において行われる通常の営農行為>

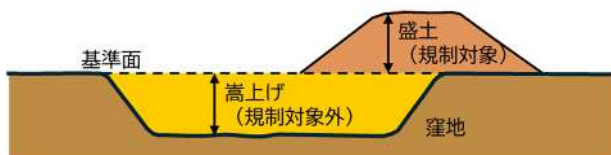
・農地及び採草牧草地において行われる次の行為等は、土地の形質の変更に該当しない行為であるとみなし、盛土規制法の規制対象外とします。

- 1) 通常の生産活動
- 2) ほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立て
- 3) けい畔の新設、補修及び除去
- 4) 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入
- 5) 表土の補充
- 6) 農業用暗きょ排水の新設及び改修
- 7) 農道の維持管理

・農地及び採草牧草地において行われる上記の行為であっても、盛土等の高さが30cm（勾配1/10以下の平坦地においては1m）超となる場合は規制対象となります。

<四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平たんにする行為>

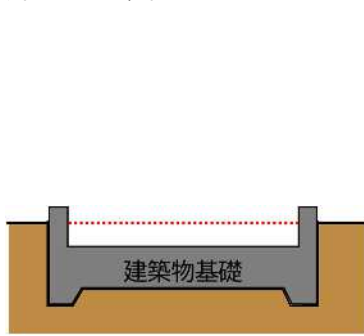
・次の図のように、四方の土地より低い窪地を、四方の土地の高さに合わせて平坦になるように嵩上げする行為は、災害の発生のおそれが高まる行為ではないことから、規制対象外とします。ただし、四方の土地の一部が過去に行われた盛土等により造成されている場合は、その盛土等の安全性の確認が必要なため、許可対象となる場合があります。



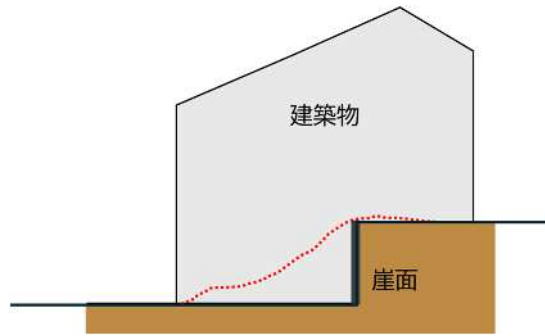
【窪地の嵩上げと盛土のイメージ図】

<建築物の建築又は解体と不可分一体と認められる掘削又は埋戻し等の行為>

- ・次の図のように、建築物の基礎部分を掘削するために行う切土や余掘り部分の埋戻し、建築物自体が崖面を覆う擁壁の機能を担っている工事の盛土や切土をする行為は、盛土規制法の規制対象外とします。



【建築物の基礎部分の掘削】



【建築物自体が擁壁となる切土】

<既存擁壁と同種同規模の擁壁を同じ位置に造り替える行為>

- ・次の図のように、既存擁壁と同種同規模の擁壁を既存擁壁と同じ位置に造り替える行為は、新たな崖が生じないため土地の形質の変更とはみなされず、盛土規制法の規制対象外とします。

	規制対象とならない行為の例	規制対象となる行為の例
工事施行前		
工事計画		

(5) 許可及び届出の不要となる工事

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第二十九条 法第三十条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第二項第四号（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、第五条第二項各号に掲げるものとする。

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若し

- くは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- イ 地方住宅供給公社
- ロ 土地開発公社
- ハ 日本下水道事業団
- ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ホ 独立行政法人水資源機構
- ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
- ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
- ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【規則】

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

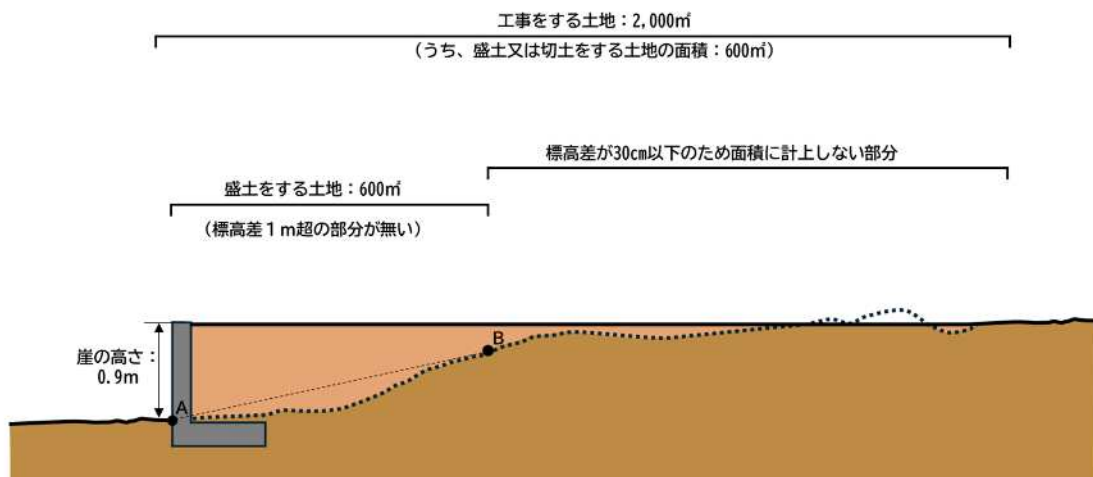
第14条 省令第8条第9号の規則で別に定める場合は、勾配が10分の1以下である土地にあつては、1メートルとする。

【解説】

- 他の法令の許認可等に基づき行われる次の盛土等に関する工事は、災害の発生を防止するために当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられていること等を考慮し、災害の発生のおそれがないと認められる工事として、盛土規制法の許可及び届出の対象外としています。

災害の発生のおそれがないと認められる工事	
法令の名称	対象行為
鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
鉱業法	鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）
採石法	岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
砂利採取法	砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の施設の新設等）、土地改良事業に附帯する事業、土地改良事業に準ずる事業
火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
国又は地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm（勾配1/10以下の平坦地においては1m）を超えない盛土又は切土をするもの	
土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの	
土石の堆積に関する工事のうち、堆積を行う前後の地盤面の標高差が30cmを超えない堆積を行うもの	
工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの	

- ・「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続には基づかないものの、土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、県、市、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。
 なお、土地改良事業に準ずる事業は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要です。
- ・「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、国が定める「森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付 22 林整第 656 号林野庁長官通知）」等に基づき行われる工事のことです。
 一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られ、一定の安定性が担保されているため、法の許可及び届出は不要となります。
- ・次の図のように、標高差が 30cm を超える盛土又は切土をする土地の面積が 500 m² を超えているため許可対象規模に該当している場合であっても、標高差が 1m を超える盛土又は切土をする部分がない場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事となり許可不要です。



【標高差が 1 m を超える盛土をする部分がない盛土の例】

- ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積に関する用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」	主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。
「工事に使用する土石」	工事で行う盛土や埋戻し等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。
「工事の現場」	工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事においては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。
「工事の現場の付近」	本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

- ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積の期間の考え方については、原則、本体工事の期間中のみ許可不要とします。
ただし、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、市長と協議することにより、引き続き許可不要とすることができます。

(6) 国、県又は市が行う工事の特例

【法】

(許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

(許可の特例)

第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第三十条第一項の許可があつたものとみなす。

【解説】

- ・国、県又は市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、市長に対して許可申請と同等の内容を提示し、協議の上で合意することにより、盛土規制法の許可があつたものとみなされます。
- ・みなし許可となった工事についても、盛土規制法に基づく標識掲示・中間検査・定期報告・完了検査の対象となり、また工事の計画が通常の許可における技術的基準に照らした内容となっているか協議することになります。
- ・なお、住民周知や土地所有者等の同意については、法や条例に明示的な規定はありませんが、それらと同様に実施することとなります。
- ・国、県又は市が行う宅地造成又は特定盛土等に関する工事が、都市計画法第34条の2の規定により開発行為の許可を受けたとみなされた場合は、次ページ「(7) 開発行為の許可の特例(みなし許可)」の取り扱いと同様に盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。

(7) 開発行為の許可の特例（みなし許可）

【法】

（許可の特例）

第十五条（略）

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

第十六条 1～4（略）

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

（完了検査等）

第十七条 1・2（略）

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

（許可の特例）

第三十四条（略）

2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

第三十五条 1～4（略）

5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

（完了検査等）

第三十六条 1・2（略）

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

【解説】

- ・都市計画法第29条第1項又は第2項による開発行為の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。
- ・開発行為が盛土規制法のみなし許可に該当する場合は、開発行為の許可書交付時に併せて通知文を交付しますので、その指示に従ってください。
- ・みなし許可に該当する工事に適用される盛土規制法の規定は次のとおりです。

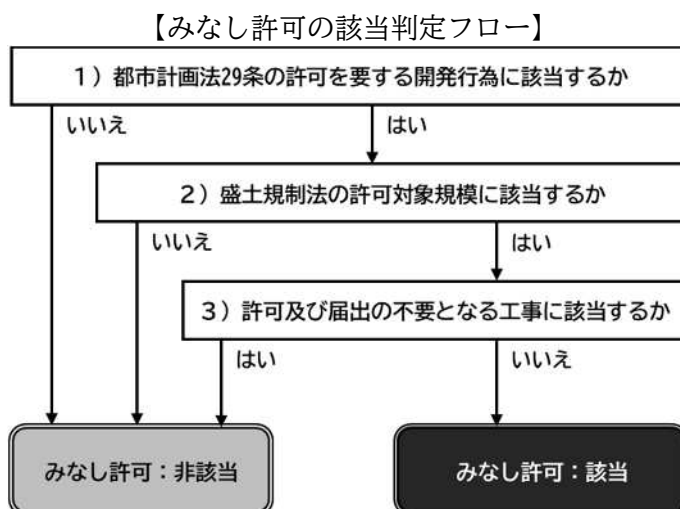
盛土規制法の規定	特記事項
技術的基準 (法13条、31条)	都市計画法の開発許可の審査の中で、盛土規制法の技術的基準に適合していることを確認します。 ➡「盛土規制法に関する工事の手引」を参照
許可標識の掲示 (法49条)	開発事業基準条例の規定による事業標識のほかに、盛土規制法の許可標識も掲示する必要があります。 ➡P.75「許可標識の掲示」を参照
定期報告 (法19条、38条)	特盛区域の許可対象規模を超える宅地造成又は特定盛土等に関する工事をする場合は、3か月ごとに定期報告が必要です。 ➡P.79「定期の報告」を参照
中間検査 (法18条、37条)	中間検査の対象となる特定工程を含む工事の許可を受けた場合は、中間検査を受検し合格証の交付を受けなければ、次の工程に進むことができません。 ➡P.82「中間検査」を参照

監督処分 (法 20 条、39 条)	都市計画法の開発許可を受けた工事であっても、盛土規制法の技術的基準に適合していない場合等は、盛土規制法の監督処分及び罰則（法人重科最大 3 億円）の対象になります。
-----------------------	--

・盛土規制法の次の規定は、みなし許可に該当する工事には適用されません。

盛土規制法の規定	特記事項
住民への周知 (法 11 条、29 条)	開発事業基準条例の規定により住民説明を実施してください。
土地所有者等の同意 (法 12 条 2 項、30 条 2 項)	都市計画法の規定により実施ください。
許可証の交付 (法 14 条、33 条)	都市計画法の規定により許可証を交付します。 みなし許可に該当する場合は併せて通知文を交付します。
許可地の公表 (法 12 条 4 項、30 条 4 項)	都市計画法の開発許可を受けた工事は対象になりません。
変更許可等 (法 16 条、35 条)	都市計画法及び開発事業基準条例の規定により実施してください。 なお、 <u>当初</u> の開発許可を受けた際に、盛土規制法の許可対象規模に該当せず <u>みなし許可</u> とならなかった開発行為について、都市計画法の変更許可を受ける際に盛土規制法の許可対象規模に該当することとなった場合は、盛土規制法の <u>みなし許可</u> は当初の開発許可に限り適用されるため、 <u>改めて盛土規制法の許可</u> を受ける必要があります。
完了検査等 (法 17 条、36 条)	都市計画法及び開発事業基準条例の規定に従ってください。

・開発許可を受けようとする開発行為が盛土規制法のみなし許可に該当するかどうかについては、開発事業基準条例の規定に基づく「相模原市開発事業基準条例の適用に関する照会申請書」を市長に提出することにより、確認を受けるようにしてください。



- 1) 都市計画法 29 条の許可を要する開発行為に該当するか
- 2) 盛土規制法の許可対象規模に該当するか ➡P. 13 参照
- 3) 許可及び届出の不要となる工事に該当するか ➡P. 21 参照

5 住民への周知

(1) 住民周知の基本的な考え方

【法】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(住民への周知)

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【解説】

- ・ 工事主は、盛土規制法の許可申請を行う前に、周辺地域の住民に対して工事の計画を周知するための必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 周知をする目的は、盛土等に関する工事の内容について、工事の許可を受ける前にその影響範囲にある住民へ事前に周知し、住民と工事主が相互理解を図ることです。
このため、工事主は、盛土等に関する工事により、周辺の人家等に危害が生じることが無いよう工事を適正に施行することはもちろん、工事施行中における粉塵の飛散防止対策や工事車両の通行に関する配慮等、工事に関して住民から出された要望等を踏まえ、周辺環境に十分配慮した工事を行う必要があります。
- ・ 本市では、盛土規制法の運用開始以前から、盛土等に関する工事の許可申請前に住民周知を実施すべきことを、土砂条例や開発事業基準条例により義務付けていました。
このため、既存の条例と同程度の住民周知の手続きを工事主に求めるため、特に、工事をする土地の面積 500 m²超の工事をする場合に説明会の開催を必須とするなど、施行条例により盛土規制法の住民周知等の手続きを強化しています。
施行条例による住民周知の手続きについてはP. 44「近隣住民等への周知」を参照してください。

(2) 住民周知の方法

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

【条例】

(近隣住民等への周知)

第6条 省令第6条第4号の条例で定める方法は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、戸別訪問により説明することとする。

- 2 省令第6条ただし書の条例で定める場合は、土地の面積が500平方メートルを超える土地において宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行おうとする場合とする。

【解説】

・住民への周知は、次のいずれかの方法により行う必要があります。

- 1) 説明会の開催
- 2) 書面の配布
- 3) 掲示板及びインターネット掲載
- 4) 戸別訪問

・ただし、次に掲げる工事に該当する場合は、「説明会の開催」が必須となります。

- 1) 溪流等において高さが15mを超える盛土をする場合
- 2) 工事をする土地の面積が500㎡を超える工事をする場合

<説明会の開催>

- ・「説明会の開催」とは、工事をする土地周辺の会議室又は現地等で、住民周知の対象者に対して、工事の内容について記載した資料を用いて説明することをいいます。
インターネットを利用したウェブ会議形式の説明会は認められません。
 - ・説明会の開催に当たって、開催案内を住民周知の対象者に事前に配布する必要があります。
事前配布に際しては、余裕を持った日程で行うこととし、自治会等の協力を得て回覧板にしてくださいなど、住民周知の対象者に情報が行き渡るように十分に配慮してください。
 - ・説明会の開催案内には、説明会に参加できない対象者に配慮して、開催概要のほかに工事の内容も併せて記載してください。
 - ・説明会では、スライドの投影や書面を配布し、図や表を用いたり、極力専門用語を使わず平易な言葉を用いるなど、工事の内容が住民の方に伝わりやすいよう説明を心掛けてください。
- ・施行条例の規定により説明会を開催する場合は、参加できなかった対象者に対して別途戸別訪問が必要になりますので、P.44「近隣住民等への周知」を参照してください。

<書面の配布>

- ・「書面の配布」とは、住民周知の対象者に対して、工事の内容について記載したチラシを各住戸へ投函するなどして書面を配布することをいいます。
- ・書面には工事の内容を文字で掲載するほか、計画図等を掲載し工事の内容が住民の方に伝わりやすいような資料作りを心掛けてください。
- ・配布する方法は、郵便受けへの直接投函又は郵送とします。
直接投函する際には、極力、インターホンで資料投函の旨を伝えるようにしてください。

<掲示板及びインターネット掲載>

- ・「掲示板及びインターネット掲載」とは、工事をする土地又はその周辺のうち住民周知の対象者が見やすい土地に、工事の内容について記したポスター等を掲示するとともに、工事の内容について掲載したウェブサイトを作成し、住民周知の対象者が容易にウェブサイトを閲覧することができるように、そのアドレスを周知することをいいます。
- ・ポスター及びウェブサイトには工事の内容を文字で掲載するほか、計画図等を掲載し工事の内容が住民の方に伝わりやすいような資料作りを心掛けてください。
- ・工事の内容について記したポスター等の掲示をする場所は、工事をする土地のほか、自治会等の掲示板や地域の商店等に掲示していただくように協力を依頼し、住民周知の対象者に情報が行き渡るように十分に配慮してください。
- ・ウェブサイトのアドレスの周知は、アドレスを記載したチラシを各住戸へ配布するほか、自治会等の協力を得て回覧板にさせていただくなど、住民周知の対象者に情報が行き渡るように十分に配慮してください。

<戸別訪問>

- ・「戸別訪問」とは、住民周知の対象者に対して各住戸へ訪問し、工事の内容について記載したチラシを配布して対面で説明することをいいます。
- ・チラシには工事の内容を文字で掲載するほか、計画図等を掲載し工事の内容が住民の方に伝わりやすいような資料作りを心掛けてください。
- ・戸別訪問の際に不在であった住戸に対しては、時間帯や曜日などを変えるなどし、3回以上訪問してください。
再訪問を同日中にする場合は最低でも6時間以上の間隔をあけてください。

(3) 住民周知の対象者

<p>【条例】 (定義) 第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるもののほか、法の例による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 近隣住民 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の境界線からの水平距離が10メートル(大規模宅地造成等にあつては、20メートル)の範囲内の土地又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。</p> <p>(3) 搬入路沿道住民 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る車面が通行する道路のうち規則で定める道路に接する土地を敷地とする建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。</p> <p>(4) 周辺住民 次に掲げる範囲内の土地又は建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。ただし、近隣住民を除く。 ア 勾配が10分の1を超える土地において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の境界線から下流方向への水平距離が100メートルの範囲 イ アに掲げる範囲に準ずるものとして市長が必要と認める範囲</p> <p>(近隣住民等への周知) 第6条 1～2 (略)</p> <p>3 特定工事主は、前項の工事(大規模宅地造成等に関する工事を除く。)の内容について省令第6条第1号の説明会を開催するときは、近隣住民に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、説明会の開催により難いときは、戸別訪問により説明することができる。</p> <p>4 特定工事主は、大規模宅地造成等に関する工事の内容について省令第6条第1号の説明会を開催するときは、近隣住民及び搬入路沿道住民に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、当該説明会に参加しない者に対しては、戸別訪問により説明することができる。</p> <p>5 特定工事主は、前2項に規定するもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、周辺住民又は市長が必要と認める自治会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。)から書面により説明を求められた場合は、当該説明を求めたものに対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【規則】 (搬入路の範囲) 第3条 条例第2条第3号の規則で定める道路は、市長が指定する区域内に存する幅員6メートル未満の道路とする。</p>
--

【解説】

・住民への周知の対象者は、工事の規模や盛土等のタイプにより次のとおりとします。

工事の規模 盛土等のタイプ	盛土規制法	施行条例	
	許可対象工事全て	工事をする土地の面積 500㎡超～3,000㎡未満	工事をする土地の面積 3,000㎡以上、又は 溪流等における盛土高さ15m超 (=大規模宅地造成等)
・平地盛土 ・切土 ・土石の堆積	工事をする土地の境界から周囲への水平距離が次の値のうち大きい方の値の範囲内の住民 ① 10m ② 盛土等の最大高さの2倍	左記に加え ・工事をする土地の境界から周囲への水平距離が10mの範囲内の土地の所有者・占有者、建築物の所有者・占有者(=近隣住民) ・工車用車両の搬入路で幅員6m未満の沿道の範囲内の土地の建築物の所有者・占有者(=搬入路沿道住民)	・工事をする土地の境界から周囲への水平距離が20mの範囲範囲内の土地の所有者・占有者、建築物の所有者・占有者(=近隣住民) ・工車用車両の搬入路で幅員6m未満の沿道の範囲内の土地の建築物の所有者・占有者(=搬入路沿道住民)
・腹付け盛土	工事をする土地の境界から周囲への水平距離が次の値のうち大きい方の値の範囲内の住民 ① 20m ② 盛土等の最大高さの5倍		
・谷埋め盛土 ・溪流等の盛土	「腹付け盛土」の範囲に加えて、下流の渓床勾配が2度以上の範囲内の住民		
・盛土等のタイプにかかわらず		書面により説明を求める次のもの ・工事をする土地の境界から下方への水平距離が100mの範囲内の土地の所有者・占有者、建築物の所有者・占有者(=周辺住民) ・市長が必要と認める範囲内の土地の所有者・占有者、建築物の所有者・占有者(=周辺住民) ・自治会等	

・「住民」とは、住民周知の範囲内に住所を有する者を指します。
工事をする土地の面積が500㎡を超える盛土等に関する工事をする場合は、住民以外に土地や建築物の所有者・占有者も対象者となります。

・盛土等のタイプ別の対象者の範囲の考え方は次のとおりです。

盛土等のタイプ	住民周知の対象者の範囲	イメージ図
<ul style="list-style-type: none"> 平地盛土 切土 土石の堆積 	工事をする土地の境界から周囲への水平距離が次の値のうち大きい方の値の範囲 ① 10m ② 盛土等の最大高さの2倍(2h)	
<ul style="list-style-type: none"> 腹付け盛土 	工事をする土地の境界から周囲への水平距離が次の値のうち大きい方の値の範囲 ① 20m ② 盛土等の最大高さの5倍(5h)	
<ul style="list-style-type: none"> 谷埋め盛土 溪流等の盛土 	「腹付け盛土」の範囲に加えて、 下流の溪床勾配が2度以上の範囲	

- ・「下流の溪床勾配が2度以上の範囲」が指す範囲とは、溪流等の考え方と同様に、工事をする土地から下流方向に溪床勾配が2度以上の勾配を呈している一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。
 ただし、盛土が崩落した場合に上記の範囲を超えて土砂流出することが想定される場合は、土砂が到達すると想定される範囲を漏れなく住民周知の対象者とするため、地形図や現地の状況等を踏まえ慎重に検討する必要があります。
- ・工事をする土地の面積 500 m²超の盛土等に関する工事をする場合は、施行条例による「工事の照会」の手続きを行うことにより、市が文書で住民周知の対象者の範囲を回答します。
- ・周知範囲に漏れがあると許可申請を受け付けることができないため、工事をする土地の面積 500 m²以下の盛土等に関する工事をする場合であっても、事前に開発調整課の窓口で確認を受けるようにしてください。

(4) 周知する内容

【条例】

(近隣住民等への周知)

第6条 1、2 (略)

- 3 特定工事主は、前項の工事（大規模宅地造成等に関する工事を除く。）の内容について省令第6条第1号の説明会を開催するときは、近隣住民に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、説明会の開催により難いときは、戸別訪問により説明することができる。
- 4 特定工事主は、大規模宅地造成等に関する工事の内容について省令第6条第1号の説明会を開催するときは、近隣住民及び搬入路沿道住民に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、当該説明会に参加しない者に対しては、戸別訪問により説明することができる。
- 5 特定工事主は、前2項に規定するもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、周辺住民又は市長が必要と認める自治会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。）から書面により説明を求められた場合は、当該説明を求めたものに対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

【規則】

(近隣住民等への説明事項等)

第6条 条例第6条第3項から第5項までの規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 工事計画の概要

- ア 特定工事主の氏名、住所(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)及び連絡先
- イ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地
- ウ 工事施行者の氏名又は名称
- エ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- オ 盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の位置、面積及び形状
- カ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- キ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ク 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事完了後の土地利用又は土石の堆積に関する工事の目的

(2) 周辺地域への安全対策及び配慮事項

- ア 施工方法等
- イ 作業時間及び休日
- ウ 騒音、振動又は粉じん対策
- エ 工事の施行に係る車両の搬出入経路等

(3) 近隣住民等への周知方法等

- ア 周知方法及び周知範囲
- イ 意見の申出の方法
- ウ 工事計画周知報告書の縦覧及び再意見の申出の方法
- エ 工事の内容に関する問合せ先

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【解説】

- ・住民への周知の内容は工事をする面積により次に掲げるとおりとします。

周知内容	工事をする土地の面積	
	500㎡以下	500㎡超
1) 工事計画の概要		
ア 工事主の氏名又は名称、住所及び連絡先	○	○
イ 工事施行者の氏名又は名称及び住所	○	○
ウ 工事をする土地の所在地及び面積	○	○
エ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	○	○
オ 盛土等をする土地の位置、面積及び形状	○	○
カ 盛土切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ	○	○
キ 盛土切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量	○	○
ク 工事完了後の土地利用又は土石の堆積に関する工事の目的	○	○
2) 周辺地域への安全対策及び配慮事項		
ア 施工方法等	○	○
イ 作業時間及び休日	○	○
ウ 騒音、振動又は粉じん対策	○	○
エ 工事関係車両の搬出入経路等	—	○
3) 住民への周知方法等		
ア 周知方法	○	○
イ 周知範囲	○	○

ウ 意見の申出の方法	—	○
エ 工事計画周知報告書の縦覧	—	○
オ 再意見の申出の方法	—	○
カ 自治会等との協定の締結の努力義務について	—	○※
キ 隣接地との工事の一体性の判断について	○	○
ク 工事の内容に関する問合せ先	○	○

※溪流等において高さが15mを超える盛土をする場合又は工事をする土地の面積が3,000㎡を超える工事をする場合（＝大規模宅地造成等）は「自治会等との協定の締結の努力義務について」の周知が必要

- ・周知内容に漏れがあると許可申請を受け付けることができません。

第2章 許可制度の手続

1 手続の流れ

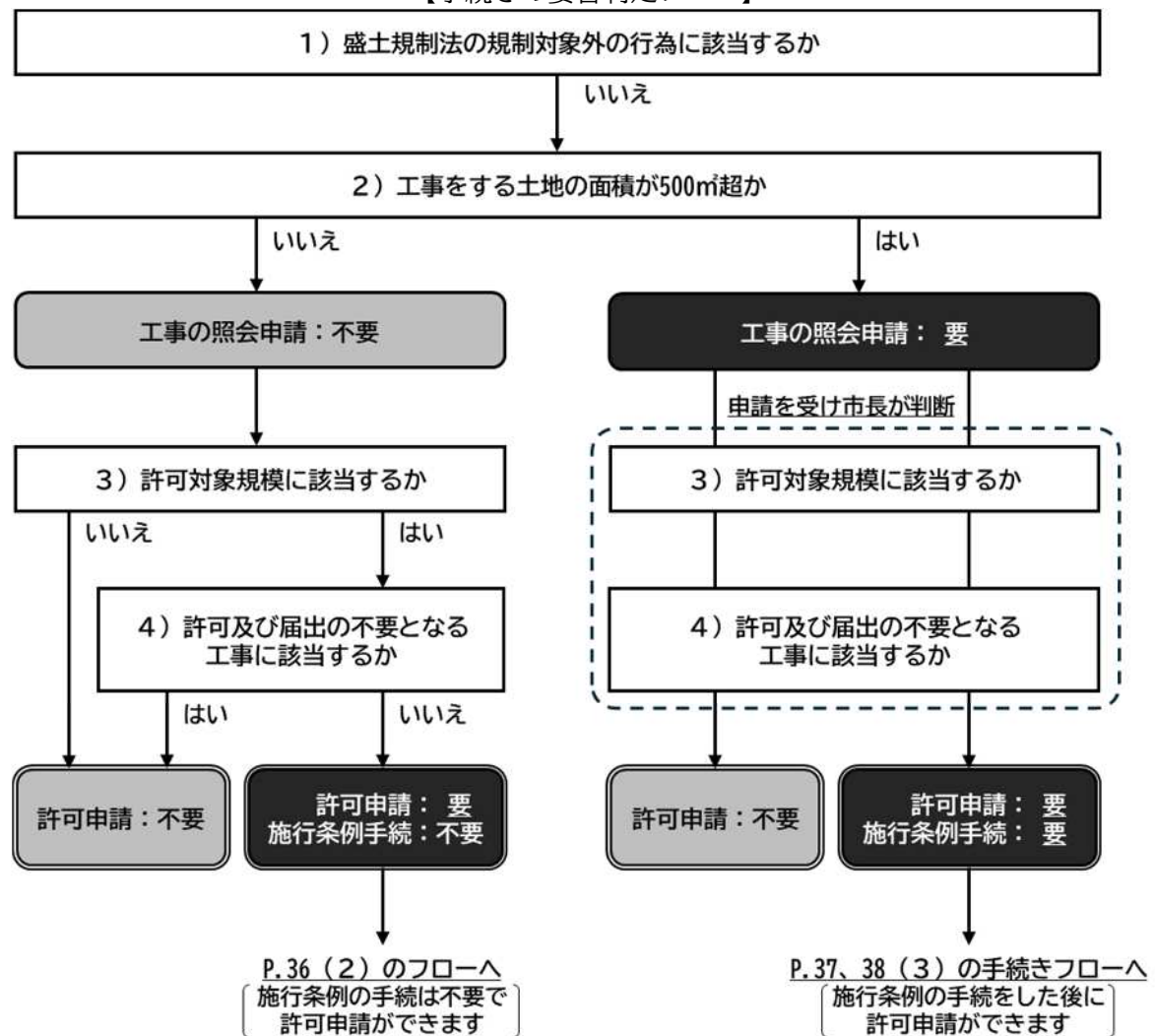
(1) 手続の要否の判定

・ 工事をする土地の面積が 500 m²を超える場合は、許可申請の前に施行条例による工事の照会申請が必要です。

照会申請に対して、市は盛土規制法の許可又は届出の要否について文書で回答します。申請いただいてから回答までは概ね 2 週間要します。

・ 工事をする土地の面積が 500 m²以下の場合は、施行条例による工事の照会申請は不要であっても、許可又は届出が必要となる場合があります。盛土規制法の許可又は届出の対象の規模要件に該当するかどうかについて、市の窓口で確認するようにしてください。

【手続の要否判定フロー】



- 1) 規制対象外となる行為に該当するか ➡P. 19 参照
- 2) 工事をする土地の面積が 500 m²超か ➡P. 7 参照
- 3) 許可対象規模に該当するか ➡P. 13 参照
- 4) 許可及び届出の不要となる工事に該当するか ➡P. 21 参照

(2) 工事をする土地の面積 500 m²以下の手続き

- ・許可申請までに要する期間として、P. 53「住民周知から許可申請までの期間の制限」のとおり、許可申請をする日の 14 日前までに住民への周知を完了しておかなければなりません。
- 許可申請書の提出から許可証交付までの期間は、P. 68「標準処理期間」のとおり、土地の形質の変更 30 日、土石の堆積 14 日です。

【工事をする土地の面積 500 m²以下の手続きフロー】

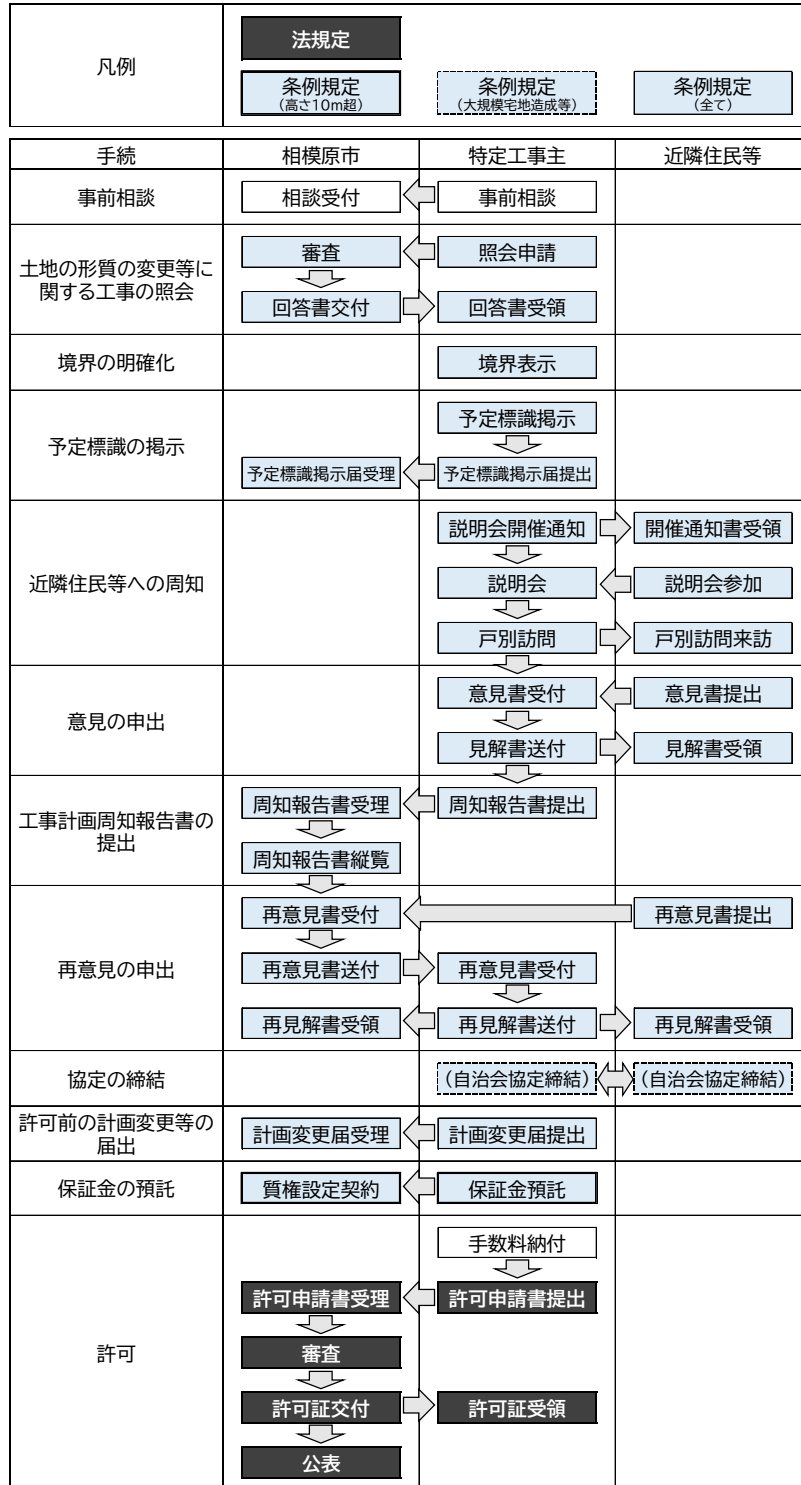
凡例	法規定		条例規定 (高さ10m超)	条例規定 (全て)
手続	相模原市	工事主	住民	
事前相談	相談受付	事前相談		
住民への周知		住民周知	住民周知	
保証金の預託	質権設定契約	保証金預託		
許可	許可申請書受理	手数料納付		
	審査	許可申請書提出		
	許可証交付	許可証受領		
	公表			
許可標識の掲示		許可標識掲示		
着手の届出	工事着手届受理	着手届提出		
変更許可	質権設定契約	保証金預託		
	変更許可申請書受理	手数料納付		
	審査	変更許可申請書提出		
	許可証交付	許可証受領		
中間検査	中間検査申請書受理	手数料納付		
	中間検査	中間検査申請書提出		
	中間検査合格証交付	中間検査合格証受領		
定期報告	定期報告書受理	定期報告書提出		
完了検査	完了検査申請書受理	完了検査申請書提出		
	完了検査			
	検査済証交付	検査済証受領		

(3) 工事をする土地の面積 500 m²超の手続き

< 許可証交付までの手続き >

- ・ 許可申請までに要する期間として、施行条例による予定標識の掲示から 1 ヶ月半～2 ヶ月半を要するものと見込んでいます。十分に余裕を持った計画とするよう注意してください。
- 許可申請書の提出から許可証交付までの期間は、P. 68「標準処理期間」のとおり、土地の形質の変更 30 日、土石の堆積 14 日です。

【工事をする土地の面積 500 m²超の手続きフロー①】



<許可後の手続き>

- ・工事の計画を変更する場合には、軽微な変更に該当する場合を除き、再度、近隣住民等への説明、意見の申出、工事計画周知報告書の提出、再意見の申出の手続きを行う必要があります。軽微な変更に該当する場合は、変更許可申請は不要で、軽微な変更届出書を提出する必要があります。

【工事をする土地の面積 500 m²超の手続きフロー②】



2 施行条例の手続き

(1) 施行条例の概要

【条例】
(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行について必要な事項及び一定規模を超える宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行おうとする場合における近隣住民等への周知、保証金の預託等について定めるものとする。

【解説】

・盛土規制法は、盛土等の許可申請の前に住民に対して工事の内容を周知するための措置を講じなければならないとし、周知方法は、説明会の開催、書面の配布、工事内容の掲示とインターネット掲載のいずれかの方法によっています。

一方、本市では、開発許可制度における開発行為に対しては開発事業基準条例により、盛土規制法の運用開始前における土砂等の埋立て等の事業に対しては土砂条例により、許可申請前の説明会の開催を義務付けています。

このため、盛土規制法の住民周知においても説明会の開催を義務付けるため、その他必要な手続きを規定するため施行条例を制定しました。

・施行条例の構成と概要は次のとおりです。

条 項	概 要
総則	
1) 趣旨 2) 定義	条例の趣旨と用語の定義を規定するものです。
許可申請前の手続き	
3) 土地の形質の変更等に関する工事の照会 4) 境界の明確化 5) 予定標識の掲示 6) 近隣住民等への周知 7) 意見の申出 8) 工事計画周知報告書の提出 9) 再意見の申出 10) 協定の締結 11) 許可前の計画変更等の届出	盛土規制法による規制を適正に執行するための工事の照会、住民との相互理解を促進するための説明会の開催や意見の申出等の開発事業基準条例を踏まえた事前手続きの強化と、土砂条例に規定していた自治会等との協定の締結等の許可申請前の手続きを規定するものです。
許可後の手続き	
12) 着手の届出 13) 変更の届出	工事着手後の届出や工事を変更する前の届出を規定するものです。
盛土規制法の規定による基準の強化	
14) 中間検査の特定工程等 15) 定期の報告事項 16) 特定盛土等又は土石の堆積の規模	盛土規制法により条例で強化できることが規定されている項目のうち、本市の状況を踏まえ強化するものです。
保証金の預託制度	
17) 保証金の預託 18) 保証金の預託の特例 19) 保証金の使途 20) 質権の実行 21) 質権設定契約の解除等	特に規模の大きい盛土等に関する工事の適正な施行の実効性を担保するための保証金の預託制度です。 土砂条例に規定していた制度の規模要件等を見直し改めて規定するものです。
雑則	
22) 委任	施行に必要な事項は規則に委任します。

(2) 施行条例における用語の定義

【条例】

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるもののほか、法の例による。

- (1) 大規模宅地造成等 次のいずれかに該当する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。
 - ア 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第12条に掲げる土地において行う高さが15メートルを超える宅地造成又は特定盛土等
 - イ 土地の面積が3,000平方メートル以上の土地において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
- (2) 近隣住民 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の境界線からの水平距離が10メートル(大規模宅地造成等にあっては、20メートル)の範囲内の土地又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。
- (3) 搬入路沿道住民 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る車両が通行する道路のうち規則で定める道路に接する土地を敷地とする建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。
- (4) 周辺住民 次に掲げる範囲内の土地又は建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。ただし、近隣住民を除く。
 - ア 勾配が10分の1を超える土地において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の境界線から下流方向への水平距離が100メートルの範囲
 - イ アに掲げる範囲に準ずるものとして市長が必要と認める範囲

【解説】

- ・施行条例では、住民への周知する範囲を工事の規模で区別していることなどから、次のとおり用語の定義を定めています。

用語	定義
大規模宅地造成等	溪流等における高さ15m超又は工事をする土地の面積3,000㎡以上の盛土等
近隣住民	工事をする土地の境界線からの水平距離が10m(大規模宅地造成等にあっては20m)の範囲内の土地又は建築物の所有者・占有者
搬入路沿道住民	工事関係車両が通行する道路のうち、市長が指定する範囲内の幅員6m未満の道路に接する土地を敷地とする建築物の所有者・占有者
周辺住民	勾配1/10超の斜面地において行う盛土等に関する工事をする土地の境界線から下流方向への水平距離が100mの範囲内の土地又は建築物の所有者・占有者(ただし、近隣住民は除く)
近隣住民等	規模に応じた住民周知の対象者及び申出により説明を求めたものの総称
特定工事主	工事をする土地の面積500㎡超の盛土等に関する工事について盛土規制法の許可を受けようとする工事主

(3) 土地の形質の変更等に関する工事の照会

【条例】

(土地の形質の変更等に関する工事の照会)

- 第3条 法第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域又は法第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域において土地の形質の変更又は土石の堆積に関する工事その他これに類する工事（土地の面積が500平方メートルを超えるものに限る。以下「土地の形質の変更等に関する工事」という。）を行おうとする者は、当該土地の形質の変更等に関する工事が法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事に該当するかどうかについて、規則で定めるところにより、市長に照会しなければならない。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けようとする場合又は公共施設用地において土地の形質の変更等に関する工事を行おうとする場合にあっては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による照会を受けたときは、法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事に該当するときはその旨及び周辺住民の範囲を、該当しないときはその旨を回答するものとする。

【規則】

(土地の形質の変更等に関する工事の照会の申請)

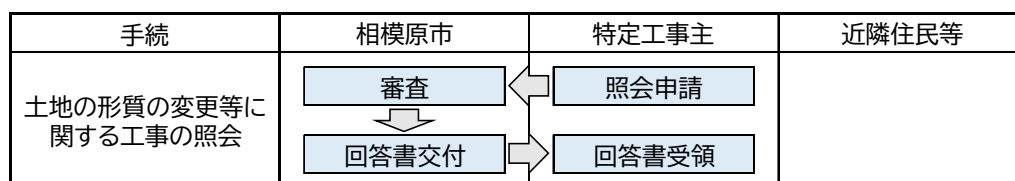
第4条 条例第3条第1項の規定による照会は、土地の形質の変更等に関する工事の照会申請書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 地形図
- (3) 工事完了後の土地利用計画図
- (4) 土地の平面図
- (5) 土地の断面図
- (6) 土地の求積図
- (7) 公図の写し
- (8) 土地の登記事項証明書
- (9) 土地の現況写真
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【解説】

- ・ 盛土規制法の許可対象規模が複数あることによる誤解釈や、許可を受ける場合の住民周知の対象者の範囲の漏れ防止等のため、工事をする土地の面積が500㎡超の盛土等に関する工事をする場合には、あらかじめ、市長に工事の照会をしなければなりません。
ただし、都市計画法第29条の開発許可を受ける場合や、公共施設用地において行う場合、盛土規制法の規制対象外となる行為を行う場合は照会不要です。
- ・ 500㎡以下の許可対象工事については、過度な負担とならないよう照会の対象としていませんが、許可申請前にあらかじめ開発調整課の窓口で事前相談するようにしてください。
- ・ 照会の申請者は、照会の趣旨が盛土規制法の規制の適合性の確認を行うものであるため、工事主に限定していません。
- ・ 照会は、「土地の形質の変更等に関する工事の照会申請書」により、必要な書類を添えて提出してください。
- ・ 市は、申請された内容を審査し、盛土規制法の許可又は届出を要する工事に該当するかどうか、また許可を要する場合の住民周知の対象者の範囲等について、「土地の形質の変更等に関する工事の照会に対する回答書」により回答しますので、その指示に従ってください。
- ・ 回答書は、照会申請書を市長に提出してから概ね2週間で文書により回答します。
- ・ 回答書の有効期間は、回答書の交付から6か月とします。

手続きフロー



(4) 境界の明確化

【条例】

(境界の明確化)

第4条 前条第2項の規定による回答を受けた工事について法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けようとする者（以下「特定工事主」という。）は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地と当該土地に接する土地との境界部にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

【解説】

- ・ 工事の照会により盛土規制法の許可対象となる旨の回答を受けた工事について許可を受けようとする工事主（特定工事主）は、工事をする土地と当該土地に接する土地との境界部にその境界を明らかにする表示を行わなければなりません。
- ・ 表示方法は、ロープ、杭、樹木への表示等その現場に応じた方法とします。予定標識を掲示するまでに表示を行うようにしてください。

(5) 予定標識の掲示

【条例】

(予定標識の掲示)

- 第5条 特定工事主は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の見やすい場所に、規則で定めるところにより、工事の計画の概要等を記載した標識（以下「予定標識」という。）を掲げなければならない。
- 2 特定工事主は、予定標識を掲げたときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画について、当該届出をした特定工事主に対し、当該計画の変更その他必要な措置をとるべきことについて指導及び助言をすることができる。
 - 4 特定工事主は、予定標識を第11条第4項の規定による届出をするまで又は法第49条に規定する標識を掲げるまでの間、掲げなければならない。

【規則】

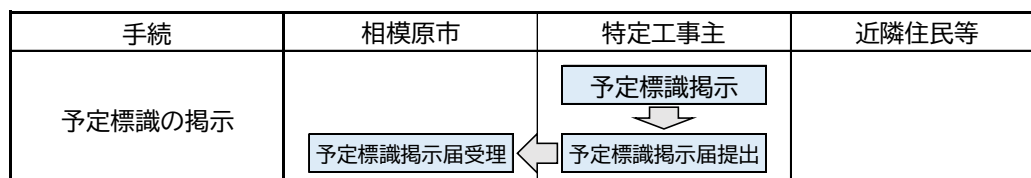
(予定標識の掲示等)

- 第5条 条例第5条第1項の規定による予定標識の掲示は、宅地造成又は特定盛土等にあつては第1号様式により、土石の堆積にあつては第2号様式により行うものとする。
- 2 条例第5条第2項の規定による届出は、宅地造成又は特定盛土等にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の予定標識掲示届出書に、土石の堆積にあつては土石の堆積に関する工事の予定標識掲示届出書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 位置図
 - (2) 地形図
 - (3) 予定標識の写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【解説】

- ・ 特定工事主は、許可申請を予定している工事の計画を住民に事前周知するために、予定標識を工事をする土地の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- ・ 予定標識は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の予定標識」又は「土石の堆積に関する工事の予定標識」とし、大きさは、縦70cm以上×横90cm以上、かつ、地面から50cm以上離して、風雨等により破損や倒壊することがないように、かつ、記載事項が不鮮明とならないように掲示してください。
- ・ 予定標識を掲示する枚数に制限はありません。
- ・ 掲示する場所は、工事をする土地の出入口付近の道路に面する位置を想定していますが、周辺地域の住民から見やすい適当な場所があれば、その場所も可能とします。
- ・ 掲示後は予定標識の掲示状況写真を撮影し、速やかに、「予定標識掲示届出書」に必要書類を添えて提出してください。
- ・ 予定標識を掲示すべき期間は、工事計画の廃止の届出をするまで又は盛土規制法第49条の許可標識を掲示するまでです。
予定標識を掲示しても、許可を受けた後には必ず盛土規制法の許可標識の掲示が必要です。

手続きフロー



(6) 近隣住民等への周知

【条例】

(近隣住民等への周知)

第6条 1～2 (略)

- 3 特定工事主は、前項の工事（大規模宅地造成等に関する工事を除く。）の内容について省令第6条第1号の説明会を開催するときは、近隣住民に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、説明会の開催により難しいときは、戸別訪問により説明することができる。
- 4 特定工事主は、大規模宅地造成等に関する工事の内容について省令第6条第1号の説明会を開催するときは、近隣住民及び搬入路沿道住民に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、当該説明会に参加しない者に対しては、戸別訪問により説明することができる。
- 5 特定工事主は、前2項に規定するもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、周辺住民又は市長が必要と認める自治会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。）から書面により説明を求められた場合は、当該説明を求めたものに対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定による説明は、前条第2項の規定による届出をした日の翌日以後、規則で定めるところにより、行わなければならない。

【規則】

(近隣住民等への説明事項等)

第6条 (略)

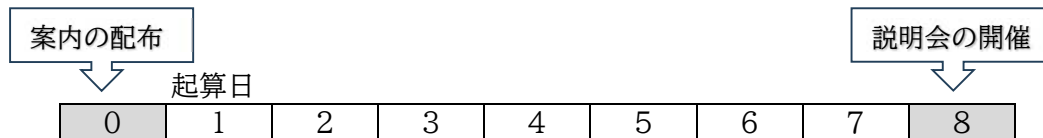
- 2 条例第6条第6項の説明は、当該説明の対象者に対し、説明会を開催する日の7日前(大規模宅地造成等に関する工事にあつては、14日前)までに、説明会を開催する日時及び場所を通知し、並びに説明会で使用する資料を配布して行わなければならない。

【解説】

- ・ 特定工事主は、工事の内容を周知するために原則として説明会を開催しなければなりません。
- ・ 説明会の開催7日前まで（大規模宅地造成等は14日前まで）に、近隣住民等に対して、説明会の開催案内を配布してください。

<期間の取扱いについて>

- ・ 初日は日数に算定されませんので7日前の場合、中7日間空ける必要があります。
- ・ 土日・祝日は期間に含めますが、ゴールデンウィークや年末年始などは近隣住民等へ十分な周知が図られない可能性があるため、期間を多めに確保してください。



- ・ 説明会の対象者や方法、周知する内容は、P.28「住民周知の方法」、P.31「住民周知の対象者」、P.33「周知する内容」を参照してください。
- ・ 説明会の開催回数に制限はありません。
対象者が参加しやすい日程、時間、場所に配慮して開催してください。
- ・ 説明会に参加できなかった対象者には、説明会後に戸別訪問を実施してください。
不在の場合は、時間帯や曜日などを変えるなどし、2回以上訪問してください。（説明会の開催案内を含めて3回以上訪問してください。）
再訪問を同日中にする場合は最低でも6時間以上の間隔をあけてください。
- ・ 説明会に出席できなかった対象者のうち遠方(市外)に居住している方には、説明資料を郵送してください。
- ・ 大規模宅地造成等以外の工事で「説明会の開催により難しいとき」とは、悪天候や近隣に説明会を開催する適当な場所がない場合などを想定しています。
この場合は、戸別訪問により説明してください。

<周辺住民・自治会等への説明>

- ・周辺住民、自治会、マンション管理組合等から書面により説明を求められたときは、説明を行ってください。

手続きフロー

手続	相模原市	特定工事主	近隣住民等
近隣住民等への周知		説明会開催通知	開催通知書受領
		説明会	説明会参加
		戸別訪問	戸別訪問来訪

(7) 意見の申出

【条例】

(意見の申出)

- 第7条 前条第3項又は第4項の説明会又は戸別訪問の対象者及び同条第5項の説明を求めたもの（以下「近隣住民等」という。）は、規則で定めるところにより、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容に対する意見を特定工事主に申し出ることができる。
- 2 特定工事主は、前項の規定による意見の申出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を当該意見の申出をしたものに回答しなければならない。

【規則】

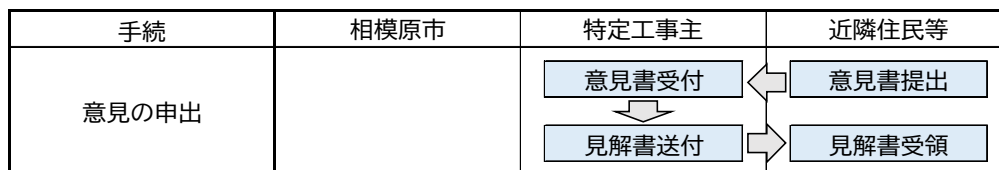
(意見の申出の方法)

- 第7条 条例第7条第1項の規定による意見の申出は、条例第6条第6項の説明が終了した日の翌日から起算して7日以内(大規模宅地造成等に関する工事にあつては、14日以内)に、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
- (1) 意見の申出をするものの氏名及び住所(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見及びその理由
- (3) 意見の申出の年月日
- 2 条例第7条第2項の規定による回答は、条例第8条第1項の規定により工事計画周知報告書を提出するまでに、書面により行わなければならない。

【解説】

- ・近隣住民等は、工事の内容に対する意見を申し出ることができるものとしています。特定工事主は、意見の申出を受けた場合に、申出をした住民に意見に対する見解を回答しなければなりません。
- ・意見の申出は、説明が終了した日の翌日から起算して7日以内に行わなければならないとしています。このため、工事主は説明を行う際に意見書の提出期間を周知する必要があります。
- ・近隣住民等からの意見には丁寧に対応し、必要に応じて計画に反映するよう努めてください。
- ・説明が全て終了したときは、速やかに予定標識の「工事の内容に対する意見の申出期間」に追記してください。
- ・意見書への回答は、市へ工事計画周知報告書を提出するまでに見解書を作成して、意見書を提出したもののへの回答を行います。見解書は、原則として手渡し又は郵送とします。
- ・期間の算定については、P.44「期間の取扱いについて」を参照してください。

手続きフロー



(8) 工事計画周知報告書の提出

【条例】

(工事計画周知報告書の提出)

第8条 特定工事主は、第6条第3項から第5項までの規定による説明が終了したときは、規則で定めるところにより、工事計画周知報告書を市長に提出しなければならない。

2 特定工事主は、前項の規定により工事計画周知報告書を市長に提出したときは、速やかに、その提出年月日を予定標識に記載しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による工事計画周知報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、これを一般の縦覧に供しなければならない。

【規則】

(工事計画周知報告書の提出及び縦覧の期間)

第8条 条例第8条第1項の規定による工事計画周知報告書の提出は、前条第1項に規定する期間を経過した日以後、速やかに、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 周知範囲図

(2) 対象住民一覧表

(3) 条例第6条第3項から第5項までの規定による説明で使用した資料

(4) 前条各項に規定する書面の写し

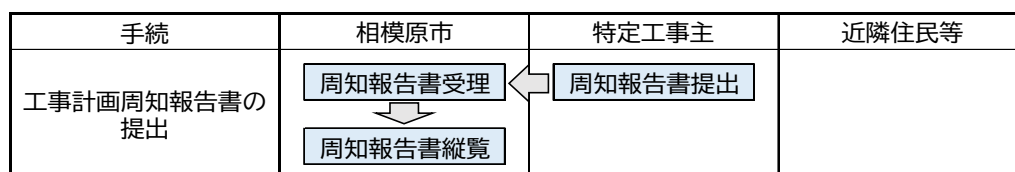
(5) 予定標識の写真

2 条例第8条第3項の規定により工事計画周知報告書を縦覧に供する期間は、当該工事計画周知報告書の提出があった日の翌日から7日間(大規模宅地造成等に関する工事にあっては、14日間)とする。

【解説】

- ・ 近隣住民等への説明が終了した後に、工事計画周知報告書を市長に提出しなければなりません。
- ・ 工事計画周知報告書は、「工事計画周知報告書」とし、近隣住民等への説明が全て終了した日の翌日から起算して7日（大規模宅地造成等にあっては、14日）を経過した日から提出可能となります。
ただし、意見の申出があった場合は、意見に対する見解を相手方に回答しないと、提出できませんので注意が必要です。
- ・ 工事計画周知報告書の提出後、予定標識の「工事計画周知報告書の提出年月日」欄に提出年月日を、「工事計画周知報告書の縦覧期間」欄に縦覧期間を追記してください。
- ・ 市長は、工事計画周知報告書の提出を受けたときは、縦覧を行います。縦覧に供する期間は、工事計画周知報告書を受理した日の翌日から7日間（大規模宅地造成等にあっては、14日間）となります。
- ・ 期間の算定については、P.44「期間の取扱いについて」を参照してください。
- ・ 縦覧場所は、市役所の開発調整課です。

手続きフロー



(9) 再意見の申出

【条例】

(再意見の申出)

第9条 近隣住民等は、規則で定めるところにより、工事計画周知報告書に対する意見を、市長を経由して特定工事主に申し出ることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、特定工事主に対し、前項の意見に関する事項について指導及び助言をすることができる。
- 3 特定工事主は、第1項の規定による意見の申出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を当該意見の申出をしたものに回答するとともに、市長に報告しなければならない。

【規則】

(再意見の申出の方法)

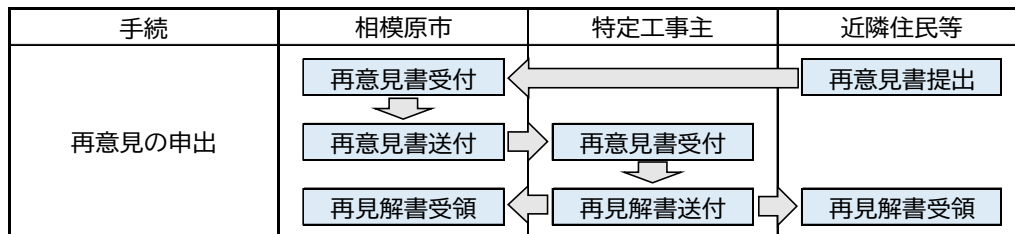
第9条 条例第9条第1項の規定による意見の申出は、前条第2項の期間満了の日までに、第7条第1項各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- 2 条例第9条第3項の規定による回答及び報告は、前項の意見の申出を受けた日の翌日から起算して5日以内に、書面により行わなければならない。

【解説】

- ・近隣住民等は、工事計画周知報告書や意見書に対する特定工事主の見解について意見がある場合に、縦覧期間内に市長に再意見書を提出できます。再意見書の宛名は、特定工事主となります。
- ・市長は、近隣住民等から再意見書の提出があったときは、特定工事主に再意見書を送付します。
- ・特定工事主は、再意見の申出を受けたときは、再見解書を作成し、当該再意見書を提出したものに回答するとともに市長に報告しなければなりません。
- ・回答方法は、原則として手渡し又は郵送とします。
- ・再意見書を提出したのものへの回答と市長への報告は、再意見書を受領した翌日から起算して5日以内となります。
- ・期間の算定については、P.44「期間の取扱いについて」を参照してください。

手続きフロー



(10) 協定の締結

【条例】

(協定の締結)

第10条 特定工事主は、大規模宅地造成等に関する工事の内容に関し、災害の防止及び近隣住民等との相互理解の観点から配慮すべき事項等について、市長が必要と認める自治会等と協定を締結するよう努めなければならない。

【解説】

- ・大規模宅地造成等に関する工事をする特定工事主は、災害の防止及び近隣住民等との相互理解の観点から配慮すべき事項等について、市長が必要と認める自治会等と協定を締結するよう努めなければなりません。
- ・説明会の開催時等に、近隣住民等に対して特定工事主と自治会等が協定の締結に努める規定があることを周知する必要があります。
- ・「相互理解の観点から配慮すべき事項等」の例として、工事施行中における粉じんの飛散防止対策や工事車両の通行に関する配慮等があります。工事に関して住民から出された要望等を踏まえ、周辺環境に十分配慮した工事を行う必要があります
- ・「市長が必要と認める自治会等」は、工事の施行に係る土地の区域の自治会や搬入路に当たる自治会等、工事の施行により直接影響を受ける自治会等を想定しています。
- ・自治会等が協定締結を望む場合は、双方納得した形で工事ができるよう合意に努めてください。

手続きフロー

手続	相模原市	特定工事主	近隣住民等
協定の締結		(自治会協定締結)	(自治会協定締結)

(11) 許可前の計画変更等の手続き

【条例】

(許可前の計画変更等の届出)

- 第11条 特定工事主は、第5条第2項の規定による届出をした日から法第14条第2項又は第33条第2項の規定による許可証の交付又は不許可の通知を受けるまでの間において、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画を変更するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るとともに、速やかに、予定標識に記載した事項について必要な修正を行わなければならない。
- 2 特定工事主は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、第6条から第9条までの規定による手続を新たに行わなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画について、当該届出をした特定工事主に対し、当該計画の変更その他必要な措置をとるべきことについて指導及び助言をすることができる。
- 4 特定工事主は、第5条第2項の規定による届出をした日から法第14条第2項又は第33条第2項の規定による許可証の交付又は不許可の通知を受けるまでの間において、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画を廃止するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

【規則】

(許可前の計画変更等の届出)

- 第10条 条例第11条第1項の規定による届出は、工事計画変更届出書に、第4条各号に掲げる書類のうち、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行わなければならない。
- 2 条例第11条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 特定工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- (3) 近隣住民等からの要望又は条例第10条の協定の締結に伴う工事の計画の変更であって、市長が軽微な変更であると認めたもの
- 3 条例第11条第4項の規定による届出は、工事計画廃止届出書によるものとする。

【解説】

- ・特定工事主は、予定標識の掲示の届出をした日から盛土規制法の許可証の交付又は不許可の通知を受けるまでの間に、工事の計画を変更又は廃止するときは、市長に届け出なければなりません。
変更する内容が予定標識の記載事項である場合には、予定標識の記載事項を速やかに修正してください。
- ・工事の計画を変更する場合には、軽微な変更該当する場合を除き、再度、近隣住民等への説明、意見の申出、工事計画周知報告書の提出、再意見の申出の手続きを行う必要があります。
- ・工事の計画を廃止する場合には、工事計画廃止届出書を提出してください。廃止届を提出した後に予定標識を撤去し、境界を明らかにする表示を外してください。

手続きフロー

手続	相模原市	特定工事主	近隣住民等
許可前の計画変更等の届出	計画変更届受理	計画変更届提出	

(12) 保証金の預託

【条例】

(保証金の預託)

第17条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けようとする者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る盛土又は土石の堆積の高さが10メートルを超えるときは、当該工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預け入れなければならない。

2 法第16条第1項又は第35条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証金を定期預金により預け入れなければならない。

(1) 盛土又は土石の堆積の高さが10メートルを超えるとき。

(2) 前項の工事について、盛土又は土石の堆積の土量が増加するとき。

3 保証金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項又は前項第1号に該当する場合 300万円に盛土又は土石の堆積の土量1立方メートル当たり500円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）を加算した額

(2) 前項第2号に該当する場合 増加する盛土又は土石の堆積の土量1立方メートル当たり500円を乗じて得た額

4 第1項又は第2項の規定により保証金を預け入れた者は、預け入れた保証金に市を質権者とする質権を設定するため、規則で定めるところにより、市と質権設定契約を締結しなければならない。

(保証金の預託の特例)

第18条 相模原市開発事業基準条例（平成17年相模原市条例第59号）第18条の2第1項又は第2項の規定により預け入れられた保証のための現金は、前条第1項又は第2項の規定により預け入れられた保証金とみなして、次条及び第20条の規定を適用する。

(保証金の使途)

第19条 保証金は、法第20条第6項又は第39条第6項に規定する災害防止措置に要した費用に充てるものとする。

(質権の実行)

第20条 市長は、保証金を前条に規定する費用に充てようとするときは、当該保証金が預け入れられた金融機関に対して第17条第4項に規定する質権を実行する旨を通知し、当該金融機関から質権の実行額に相当する金額の払戻しを受けるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第21条 市長は、法第14条第1項若しくは第33条第1項の規定により不許可の処分をしたとき、又は法第17条第2項若しくは第36条第2項の規定により検査済証の交付をしたときは、第17条第4項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第17条第4項の規定により締結した質権設定契約を変更し、又は解除することができる。

【規則】

(質権設定契約の締結に係る費用負担)

第19条 条例第17条第4項の規定による質権設定契約の締結に関し必要となる費用は、同条第1項又は第2項の規定により保証金を預け入れた者が負担するものとする。

【解説】

- ・盛土又は土石の堆積の高さが10mを超えるときは、工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証金として定期預金により預け入れ、預け入れた保証金について、市を質権者とする質権設定契約を締結しなければなりません。
- ・保証金の預託及び質権設定契約を行う場合には、「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例に基づく保証金に関する質権設定契約事務取扱要領」に従い手続きを行ってください。
- ・変更許可における保証金の対象となる工事は、①変更により盛土の高さが10mを超えるもの、②既に10mを超えている場合に盛土の土量が増加するものとしています。
- ・保証金の額は、基本額300万円と盛土又は土石の堆積の土量1m³当たり500円を乗じて得た額の合計額です。
道路等に崩落した土砂等を撤去する費用と大型土のう等の仮設工作物を設置する費用を見込んで算定しています。
- ・開発事業基準条例の規定により、開発行為に係る盛土の高さが10mを超えるときには、金融機関に保証金を定期預金により預け入れなければならないことになっており、この保証金は、施行条例の保証金とみなします。

手続きフロー

手続	相模原市	特定工事主	近隣住民等
保証金の預託	質権設定契約	保証金預託	

保証金の預託の概要

1 対象	・高さ10mを超える盛土及び土石の堆積
2 保証金の額	・基本額300万円と盛土量1m当たり500円の合計額
3 手続きの流れ	<p>1) 金融機関に定期預金口座を開設し、保証金の額を預け入れます。</p> <p>2) 定期預金の元本に対して、市と質権設定契約を締結します。</p> <p>3) 契約締結後、金融機関から質権設定承諾を受け、市に預金証書を預けます。</p> <p>→許可申請 →許可 →工事着手 →工事完了 →完了検査</p> <p>4) 検査済証の交付後、預金証書の返還を受けます。</p>
4 保証金の使途	・盛土規制法に基づく行政代執行として実施する災害防止措置の費用に充当します。

保証金額の算定例

申請区分	盛土・土石の堆積高さ		保証金の額等
	当初	変更	
許可申請 (法12条・30条)	10m以下	/	なし
	10m超		300万円+(盛土・土石の堆積の土量(m³)×500円)
変更許可申請 (法16条・35条)	10m以下	10m超	300万円+(盛土・土石の堆積の土量(m³)×500円)
	10m超	10m超(増)	増加する盛土・土石の堆積の土量(m³)×500円
		10m超(減)	変更許可後、締結した質権設定契約を変更
		10m以下	変更許可後、締結した質権設定契約を解除

3 許可申請の手続

(1) 住民周知から許可申請までの期間の制限

【法】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(住民への周知)

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【解説】

- ・ 工事主は、盛土規制法の許可申請を行う前に、周辺地域の住民に対して工事の計画を周知するための必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 周知をする目的は、盛土等に関する工事の内容について、工事の許可を受ける前にその影響範囲にある住民へ事前に周知し、住民と工事主が相互理解を図ることです。
このため、工事主は、盛土等に関する工事により、周辺の人家等に危害が生じることが無いよう、工事を適正に施行することはもちろん、工事施行中における粉塵の飛散防止対策や工事車両の通行に関する配慮等、工事に関して住民から出された要望等を踏まえ、周辺環境に十分配慮した工事を行う必要があります。
- ・ 上記を踏まえ、住民周知の方法にかかわらず、許可申請をする日の14日前までに住民への周知を完了しておかなければなりません。
当該期間に住民から出された要望等に十分配慮し、必要に応じて計画に反映した上で許可申請してください。
- ・ なお、工事をする土地の面積 500 m²超の場合は、施行条例により意見の申し出や再意見の申し出の期間を確保しているため、縦覧期間終了後、かつ、再見解書を市長へ報告した後に許可申請することができます。

(2) 設計者の資格

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 (略)

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

第三十一条 (略)

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置等)

第三十一条 法第三十一条第二項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める措置は、第二十一条各号に掲げるものとする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める資格は、第二十二条各号に掲げるものとする。

【省令】

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【昭和三十七年建設省告示第千五号】

(宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者)

- 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第二十二条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。
- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
 - 二 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))とするものに合格した者を含む。))
 - 三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

【解説】

- ・「設計者」とは、その者の責任において、設計図書（工事を実施するために必要な図面）を作成する者をいい、高さ 5m超の擁壁並びに盛土又は切土をする土地の面積 1,500 m²超の土地における排水施設を設置する工事の設計者は、次のいずれかの資格を有する者でなければなりません。

設計者の資格	
1	大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験（土木・建築技術関連）を有する者
2	短期大学（3年制）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験実務経験（土木・建築技術関連）を有する者
3	短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験（土木・建築技術関連）を有する者
4	高等学校、中等教育学校、旧制中等学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験（土木・建築技術関連）を有する者
5	10年以上の実務経験（土木・建築技術関連）を有する者で、宅地造成技術講習を修了した者
6	大学院、旧制大学の研究科で土木・建築関連を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験（土木・建築技術関連）を有する者
7	技術士（建設部門、農業部門（「農業農村工学」選択に限る。）、森林部門（「森林土木」選択に限る。）、水産部門（「水産土木」選択に限る。）
8	一級建築士

(3) 土石の堆積に関する工事の期間の制限

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

【解説】

- ・盛土と土石の堆積では求められる災害防止等の措置が異なることから、本来除却されるべき土石が放置され、危険な盛土となることを防止するため、土石の堆積の期間は一定の期間に限定する必要があります。
- ・土石の堆積に関する工事の工程を踏まえ、申請された土石の堆積の期間が適切であることを確認するため、本市では土石の堆積に関する工事の許可期間を、許可の日から最長 5 年として許可証を発行します。
- ・このため、許可を受けようとする土石の堆積に関する工事については、許可申請書に記載すべき工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）を 5 年以内として提出する必要があります。
- ・土石の堆積の関する工事の期間が 5 年を超える場合は、当該許可の日から 5 年が経過する前までに、工事の期間を変更するための変更許可を受ける必要があります。
- ・変更許可に際して、市は工事着手以降の土砂の搬入・搬出量を確認すること等により、土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であることを確認した上で、改めて許可の日から最長 5 年として変更の許可証を交付します。

(4) 許可申請書の記載事項
 <土地の形質の変更の場合>

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により、許可を申請します。		※手数料欄		
年 月 日 相模原市長 殿				
申請者 氏名				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無		
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
	ニ 擁 壁	番号	種 類	高 さ 延 長
				メートル メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種 類	高 さ 延 長
				メートル メートル
	ヘ 排 水 施 設	番号	種 類	内 法 寸 法 延 長
			センチメートル メートル	
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11	その他必要な事項			

【申請者】
 【工事主住所氏名】
 【設計者住所氏名】
 【工事施行者住所氏名】
 法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入

【工事主住所氏名】
 工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、工事に関して意思決定権を持つ当該法人の役員等の住所氏名を記入

【設計者住所氏名】
 資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、有資格者の氏名の横に○印を記入 (P. 54 参照)

【代表地点の緯度経度】
 工事をする土地の中心地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入

【土地の面積】
 【盛土又は切土をする土地の面積】
 土地の面積は工事をする土地の面積を、盛土又は切土をする土地の面積は標高差 30cm 超の盛土又は切土をする部分の面積を記入 (P. 7 参照)

【盛土のタイプ】
 該当する盛土のタイプに○印を記入 (P. 9 参照)

【土地の地形】
 渓流等への該当の有無のいずれかに○印を記入 (P. 10 参照)

【工程の概要】
 「別紙のとおり」として、工程表を添付

【その他必要な事項】
 工事を施行することについて他の法令による許可等を要する場合においてのみ、その許可等の手続きの状況を記入

<土石の堆積の場合>

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定により、許可を申請します。		※手数料欄		
年月日 相模原市長 殿		申請者 氏名		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置				
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ヰ 工事完了予定年月日	年	月	日	
カ 工程の概要				
8	その他の必要な事項			

【申請者】
【工事主住所氏名】
【設計者住所氏名】
【工事施行者住所氏名】
法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入

【工事主住所氏名】
工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、工事に関して意思決定権を持つ当該法人の役員等の住所氏名を記入

【代表地点の緯度経度】
工事をする土地の中心地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入

【土地の面積】
【土石の堆積を行う土地の面積】
土地の面積は工事をする土地の面積を、盛土又は切土をする土地の面積は標高差30cm超の盛土又は切土をする部分の面積を記入(P.7参照)

【工程の概要】
「別紙のとおり」として、工程表を添付

【その他必要な事項】
工事を施行することについて他の法令による許認可等を要する場合においてのみ、その許認可等の手続きの状況を記入

(5) 許可申請書の添付書類

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内り法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第八条第一項第一号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第三の資金計画書

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の 一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の 一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の 一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の 一以上	

二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)

第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【規則】

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請の添付書類)

第13条 省令第7条第1項第12号及び第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事完了後の土地利用計画図

(2) 土地の求積図

(3) 工事主の資力及び信用に関する申告書

(4) 工事施行者の能力に関する申告書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第7条第2項第10号及び第63条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 前項第2号から第4号までに掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【解説】

＜土地の形質の変更に関する工事＞

- ・土地の形質の変更に関する工事の許可申請は、次に掲げる書類及び図面を紙ファイル等に番号順にファイリングし、正本・副本各1部の計2部を提出してください。

番号	書類名	適用条件 〔 特段の記載無きものは 全ての申請書に添付が必要 〕
1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	
	<input type="checkbox"/> 許可申請書	
2	擁壁等の構造計算書	
	<input type="checkbox"/> 擁壁の構造計算書 <input type="checkbox"/> 基礎地盤補強の計画書 <input type="checkbox"/> 地質調査結果	・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に必要
3	土質試験等に基づく安定計算書	
	<input type="checkbox"/> 地質調査結果 <input type="checkbox"/> 土質試験結果 <input type="checkbox"/> 盛土のり面の安定計算書 <input type="checkbox"/> 盛土全体の安定計算書	・高さ5m超の盛土の場合に地質調査結果必要 ・標準のり面勾配を超える盛土の場合に盛土のり面の安定計算書必要 ・渓流等における高さ15m超の盛土の場合、地質調査結果等により安定性の検討が必要な場合に盛土全体の安定計算書必要
4	設計者の資格を証する書類	
	<input type="checkbox"/> 資格証明書、卒業証明書、宅地造成技術講習会修了証書又は実務経験証明書	・高さ5m超の擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積1,500㎡超の排水施設の設置をする場合に必要
5	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
	<input type="checkbox"/> 現況写真	
6	工事主の資力及び信用を確認する書類	
	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 金融機関の残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 財務諸表 <input type="checkbox"/> 事業費の積算資料 <input type="checkbox"/> その他収入の積算資料 <input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 工事完了後の土地利用に応じて必要な法令による登録等を示す書類 <input type="checkbox"/> 事業経歴を証する書類 <input type="checkbox"/> 誓約書	・高さ10m超の盛土の場合に事業費の積算資料、その他収入の積算資料、事業経歴を証する書類必要 ・高さ10m超の盛土の場合に財務諸表は3年分必要（その他の場合は1年分）
	法人の場合	
	<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人税及び事業税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 工事に関して意思決定権を持つ役員等の住民票の写し又は個人番号カード（表面）の写し	・高さ10m超の盛土の場合に法人税及び事業税の納税証明書は3年分必要（その他の場合は1年分）
個人の場合		
<input type="checkbox"/> 住民票の写し又は個人番号カード（表面）の写し <input type="checkbox"/> 所得税の納税証明書又は源泉徴収票の写し	・高さ10m超の盛土の場合に所得税の納税証明書又は源泉徴収票の写しは3年分必要（その他の場合は1年分）	
7	工事施行者の能力を証する書類	
	<input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書	・高さ10m超の盛土の場合に事業経歴を証

	<input type="checkbox"/> 建設業許可証明書又は建設業許可通知書 <input type="checkbox"/> 事業経歴を証する書類 <input type="checkbox"/> 現場管理者の資格証明書の写し <input type="checkbox"/> 当該工事に係る請負契約書の写し	する書類、当該工事に係る請負契約書の写し必要
	法人の場合 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書	
	個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は個人番号カード(表面)の写し	
8	土地所有者等の権利者全ての同意を得たことを証する書類 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 権利者一覧表 <input type="checkbox"/> 同意証明書 <input type="checkbox"/> 権利者の印鑑登録証明書	
9	住民への周知措置を講じたことを証する書類 <input type="checkbox"/> 住民への周知措置報告書 <input type="checkbox"/> 住民への周知措置範囲図 <input type="checkbox"/> 対象住民一覧表 <input type="checkbox"/> 住民への周知措置に使用した書類	

番号	図面名	特記事項
1	位置図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/10,000 以上 <input type="checkbox"/> 方位、道路及び目標となる地物を明示すること
2	地形図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/2,500 以上 <input type="checkbox"/> 方位及び工事をする土地の境界線を明示すること <input type="checkbox"/> 等高線は2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/2,500 以上 <input type="checkbox"/> 方位及び工事をする土地の境界線を明示すること <input type="checkbox"/> 盛土又は切土をする土地の部分を明示すること <input type="checkbox"/> 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示すること <input type="checkbox"/> 基準点及び計画地盤高を明示すること(例: KBM10.00 FH○○、○○) <input type="checkbox"/> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること
4	土地の断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/2,500 以上 <input type="checkbox"/> 高低差の著しい箇所については必ず作成すること <input type="checkbox"/> 盛土又は切土をする前後の地盤面を明示すること <input type="checkbox"/> 平均断面法等による土量算出表を作成すること <input type="checkbox"/> 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚)並びに崖面の保護の方法を明示すること <input type="checkbox"/> 擁壁又は崖面崩壊防止施設の種類、寸法及び勾配を明示すること
5	排水施設の平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/500 以上 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称を明示すること
6	崖の断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/50 以上 <input type="checkbox"/> 排崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法を明示すること

7	擁壁の断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/50 以上 <input type="checkbox"/> 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法を明示すること
8	擁壁の背面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/50 以上 <input type="checkbox"/> 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法を明示すること
9	崖面崩壊防止施設の断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/50 以上 <input type="checkbox"/> 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法を明示すること
10	崖面崩壊防止施設の背面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/50 以上 <input type="checkbox"/> 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法を明示すること
11	工事完了後の土地利用計画図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/2,500 以上 <input type="checkbox"/> 予定建築物・工作物等の位置及び規模を明示すること <input type="checkbox"/> 基準点及び計画地盤高を明示すること（例：KBM10.00 FH○○.○○）
12	土地の求積図	<input type="checkbox"/> 工事をする土地の区域及び盛土又は切土をする土地の区域について作成すること <input type="checkbox"/> 求積は三斜計算又は座標計算とすること

<土石の堆積に関する工事>

- ・土石の堆積に関する工事の許可申請は、次に掲げる書類及び図面を紙ファイル等に番号順にファイリングし、正本・副本各1部の計2部を提出してください。

番号	書類名	適用条件 〔 特段の記載無きものは 全ての申請書に添付が必要 〕
1	土石の堆積に関する工事の許可申請書	
	<input type="checkbox"/> 許可申請書	
2	土石の崩壊防止措置の構造計算書	
	<input type="checkbox"/> 構台等の土石の堆積を行う面を有する 堅固な構造物の構造計算書	・勾配 1/10 超である土地において行う場合に必要
3	土石の崩壊に伴う土砂流出防止措置の構造計算書	
	<input type="checkbox"/> 土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設の構造計算書 <input type="checkbox"/> 堆積した土石の内部に雨水等の浸入を防止する計画及び土石の傾斜部を安定させるための計画	・勾配 1/10 以下の空地进行を十分に確保できない場合又は周囲に関係者以外立入禁止の表示ができない場合に必要
4	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
	<input type="checkbox"/> 現況写真	
5	工事主の資力及び信用を確認する書類	
	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 金融機関の残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 財務諸表 <input type="checkbox"/> 事業費の積算資料 <input type="checkbox"/> その他収入の積算資料 <input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 工事完了後の土地利用に応じて必要な法令による登録等を示す書類 <input type="checkbox"/> 事業経歴を証する書類 <input type="checkbox"/> 誓約書	・高さ 10m超の土石の堆積の場合に事業費の積算資料、その他収入の積算資料、事業経歴を証する書類必要 ・高さ 10m超の土石の堆積の場合に財務諸表は 3 年分必要 (その他の場合は 1 年分)
	法人の場合 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人税及び事業税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 工事に関して意思決定権を持つ役員等の住民票の写し又は個人番号カード(表面)の写し	・高さ 10m超の土石の堆積の場合に法人税及び事業税の納税証明書は 3 年分必要(その他の場合は 1 年分)
	個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は個人番号カード(表面)の写し <input type="checkbox"/> 所得税の納税証明書又は源泉徴収票の写し	・高さ 10m超の土石の堆積の場合に所得税の納税証明書又は源泉徴収票の写しは 3 年分必要 (その他の場合は 1 年分)
6	工事施行者の能力を証する書類	
	<input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書 <input type="checkbox"/> 建設業許可証明書又は建設業許可通知書 <input type="checkbox"/> 事業経歴を証する書類 <input type="checkbox"/> 現場管理者の資格証明書の写し <input type="checkbox"/> 当該工事に係る請負契約書の写し	・高さ 10m超の土石の堆積の場合に事業経歴を証する書類、当該工事に係る請負契約書の写し必要
	法人の場合 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書	
	個人の場合	

	<input type="checkbox"/> 住民票の写し又は個人番号カード(表面)の写し	
7	土地所有者等の権利者全ての同意を得たことを証する書類 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 権利者一覧表 <input type="checkbox"/> 同意証明書 <input type="checkbox"/> 権利者の印鑑登録証明書	
8	住民への周知措置を講じたことを証する書類 <input type="checkbox"/> 住民への周知措置報告書 <input type="checkbox"/> 住民への周知措置範囲図 <input type="checkbox"/> 対象住民一覧表 <input type="checkbox"/> 住民への周知措置に使用した書類	

番号	図面名	特記事項
1	位置図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/10,000 以上 <input type="checkbox"/> 方位、道路及び目標となる地物を明示すること
2	地形図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/2,500 以上 <input type="checkbox"/> 方位及び工事をする土地の境界線を明示すること <input type="checkbox"/> 等高線は2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/500 以上 <input type="checkbox"/> 方位及び工事をする土地の境界線を明示すること <input type="checkbox"/> 土石の堆積の最大堆積時の位置及び高さを明示すること <input type="checkbox"/> 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること <input type="checkbox"/> 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること <input type="checkbox"/> 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 <input type="checkbox"/> 基準点を明示すること(例: KBM10.00) <input type="checkbox"/> 土石の堆積を行う土地の最大勾配を含む断面の箇所及びその他断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること
4	土地の断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺=1/500 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積を行う地盤面を明示すること <input type="checkbox"/> 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置を明示すること
5	土地の求積図	<input type="checkbox"/> 工事をする土地の区域及び土石の堆積を行う土地の区域について作成すること <input type="checkbox"/> 求積は三斜計算又は座標計算とすること

(6) 申請手数料

- ・許可申請等に当たっては、相模原市手数料条例に基づく次に掲げる手数料を納入する必要があります。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

(ア) 許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積		手数料の額 (1件当たり)
500 平方メートル以下		16,000 円
500 平方メートル超	1,000 平方メートル以下	28,000 円
1,000 平方メートル超	2,000 平方メートル以下	40,000 円
2,000 平方メートル超	3,000 平方メートル以下	59,000 円
3,000 平方メートル超	5,000 平方メートル以下	68,000 円
5,000 平方メートル超	10,000 平方メートル以下	93,000 円
10,000 平方メートル超	20,000 平方メートル以下	149,000 円
20,000 平方メートル超	40,000 平方メートル以下	229,000 円
40,000 平方メートル超	70,000 平方メートル以下	360,000 円
70,000 平方メートル超	100,000 平方メートル以下	509,000 円
100,000 平方メートル超		658,000 円

(イ) 変更許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額 (1件当たり)
変更しない場合	土地の面積に応じた (ア) の規定額×1/10
減少する場合	変更後の土地の面積に応じた (ア) の規定額×1/10
増加する場合 変更前の盛土又は切土をする土地の 工事の計画に変更がない場合	増加する土地の面積に応じた (ア) の規定額
変更前の盛土又は切土をする土地の 工事の計画に変更がある場合	増加する土地の面積に応じた (ア) の規定額 + 変更前の土地の面積に応じた (ア) の規定 額×1/10 (上限 658,000 円)

(ウ) 中間検査申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積		手数料の額 (1件当たり)
300 平方メートル以下		3,100 円
300 平方メートル超	2,000 平方メートル以下	6,200 円
2,000 平方メートル超	4,000 平方メートル以下	12,400 円
4,000 平方メートル超	7,000 平方メートル以下	24,800 円
7,000 平方メートル超	10,000 平方メートル以下	43,400 円
10,000 平方メートル超		62,100 円

イ 土石の堆積に関する工事

(ア) 許可申請手数料

土石の堆積を行う土地の面積		手数料の額 (1件当たり)
500 平方メートル以下		11,000 円
500 平方メートル超	1,000 平方メートル以下	14,000 円
1,000 平方メートル超	2,000 平方メートル以下	16,000 円
2,000 平方メートル超	3,000 平方メートル以下	20,000 円
3,000 平方メートル超	5,000 平方メートル以下	29,000 円
5,000 平方メートル超	10,000 平方メートル以下	32,000 円
10,000 平方メートル超		39,000 円

20,000 平方メートル超	40,000 平方メートル以下	54,000 円
40,000 平方メートル超	70,000 平方メートル以下	74,000 円
70,000 平方メートル超	100,000 平方メートル以下	111,000 円
100,000 平方メートル超		136,000 円

(イ) 変更許可申請手数料

土石の堆積を行う土地の面積	手数料の額 (1 件当たり)
変更しない場合	土地の面積に応じた (ア) の規定額×1/10
減少する場合	変更後の土地の面積に応じた (ア) の規定額×1/10
増加する場合 変更前の土石の堆積を行う土地の工 事の計画に変更がない場合	増加する土地の面積に応じた (ア) の規定額
変更前の土石の堆積を行う土地の工 事の計画に変更がある場合	増加する土地の面積に応じた (ア) の規定額＋ 変更前の土地の面積に応じた (ア) の規定額× 1/10 (上限 136,000 円)

(7) 標準処理期間

【法】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。

(許可証の交付又は不許可の通知)

第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。

【解説】

- ・本市は、行政手続法第6条の規定に基づき、許可等の申請に対して許可又は不許可の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を次のとおり定めます。
 なお、標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間を示すものであり、申請に対する処分が当該期間を徒過したことをもって、直ちに不作為の違法となるものではありません。

工事区分	申請区分	標準処理期間 (土日・祝日含まず)
土地の形質の変更	許可	30日
	変更許可	20日
	中間検査	10日
	完了検査	15日
土石の堆積	許可	14日
	変更許可	10日
	完了確認	10日

(8) 工事の着手の制限

【法】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 1、2 (略)

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

(許可証の交付又は不許可の通知)

第三十三条 1～2 (略)

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

【解説】

- ・盛土規制法の許可を受ける必要がある工事については、許可証の交付を受けた後でなければ、工事に着手することができません。

<工事着手の考え方>

- ・「工事の着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の掘削又は土石の積み下ろし等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点を指します。

(9) 許可地の情報の公表

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1～3 (略)

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 1～3 (略)

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法)

第六十四条 法第三十条第四項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

【解説】

・規制区域内で行われている盛土等に関する工事が、盛土規制法の許可又は届出による手続きを適正に行った上で行われている工事か、地域の住民や市民が認識し、不法盛土等を見つけやすくするため、市長は、盛土規制法の許可をしたときは、市のホームページ上で許可地の情報を公表します。

・公表する内容は次に掲げるものです。

- 1) 工事主の氏名又は名称
- 2) 工事が施行される土地の位置図
- 3) 工事の許可年月日及び許可番号
- 4) 工事施行者の氏名又は名称
- 5) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 6) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 7) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 8) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

4 許可基準

(1) 技術的基準への適合

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 (略)

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 (略)

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設) 第六条 (略)

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準) 第七条 (略)

(擁壁の設置に関する技術的基準) 第八条 (略)

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造) 第九条 (略)

(練積み造の擁壁の構造) 第十条 (略)

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用) 第十一条 (略)

(擁壁の水抜穴) 第十二条 (略)

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用) 第十三条 (略)

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準) 第十四条 (略)

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準) 第十五条 (略)

(排水施設の設置に関する技術的基準) 第十六条 (略)

(特殊の材料又は構法による擁壁) 第十七条 (略)

(特定盛土等に関する工事の技術的基準) 第十八条 (略)

(土石の堆積に関する工事の技術的基準) 第十九条 (略)

(規則への委任) 第二十条 (略)

【規則】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加) 第17条 (略)

【解説】

- ・盛土規制法の許可を受けようとする工事の計画は、次に掲げる技術的基準に従い、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置が講じられたものでなければなりません。
- ・規制区域内で行う開発行為に伴う盛土等に関する工事の計画についても、同様に盛土規制法の技術的基準に適合する必要があるとあり、都市計画法第29条の開発許可の審査の中で確認を受けてください。

根拠規定	技術的基準の内容
政令第6条	擁壁、排水施設その他の施設
政令第7条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準
政令第8条	擁壁の設置に関する技術的基準
政令第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
政令第10条	練積み造の擁壁の構造
政令第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用

政令第 12 条	擁壁の水抜穴
政令第 13 条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
政令第 14 条	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準
政令第 15 条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準
政令第 16 条	排水施設の設置に関する技術的基準
政令第 17 条	特殊の材料又は構法による擁壁
政令第 18 条	特定盛土等に関する工事の技術的基準
政令第 19 条	土石の堆積に関する工事の技術的基準
政令第 20 条	規則への委任
規則第 17 条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加

- ・ 技術的基準の詳細は、「盛土規制法に関する工事の手引」を参照してください。

(2) 工事主の資力及び信用

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 (略)

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 一 (略)
 - 二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 (略)

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 一 (略)
 - 二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

【解説】

- ・盛土規制法の許可を受けようとする工事主は、工事を適正に完遂するために必要な資力及び信用を有していなければなりません。
- ・市は、次に示す書類等により工事主の資力及び信用を確認します。
書類の提出の要否は、P.59「許可申請書の添付書類」を参照してください。

法人の場合	個人の場合
<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人税及び事業税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 工事に関して意思決定権を持つ役員等の住民票の写し又は個人番号カード(表面)の写し	<input type="checkbox"/> 住民票の写し又は個人番号カード(表面)の写し <input type="checkbox"/> 所得税の納税証明書又は源泉徴収票の写し
共通	
<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 金融機関の残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 財務諸表 <input type="checkbox"/> 事業費の積算資料 <input type="checkbox"/> その他収入の積算資料 <input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 工事完了後の土地利用に応じて必要な法令による登録等を示す書類 <input type="checkbox"/> 事業経歴を証する書類 <input type="checkbox"/> 誓約書	

(3) 工事施行者の能力

<p>【法】 (宅地造成等に関する工事の許可) 第十二条 (略) 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 一、二 (略) 三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p> <p>(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) 第三十条 (略) 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 一、二 (略) 三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p>
--

【解説】

- ・ 盛土規制法の許可を受けようとする工事の工事施行者は、工事を完成するために必要な能力を有していなければなりません。
- ・ 市は、次に示す書類等により工事施行者の能力を確認します。
 書類の提出の要否は、P.59「許可申請書の添付書類」を参照してください。

法人の場合	個人の場合
<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 住民票の写し又は個人番号カード(表面)の写し
共通	
<input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書 <input type="checkbox"/> 建設業許可証明書又は建設業許可通知書 <input type="checkbox"/> 事業経歴を証する書類 <input type="checkbox"/> 現場管理者の資格証明書の写し <input type="checkbox"/> 当該工事に係る請負契約書の写し	

- ・ 建設業許可は、工事の内容により次に掲げる建設工事の種類で建設業許可を受けている必要があります。

工事の内容	建設工事の種類
複数の建設工事を行う工事	土木工事一式
建築確認を必要とする建築物の建築を伴う複数の建設工事を行う工事	建築工事一式
盛土又は切土を行う工事	とび・土工・コンクリート工事
擁壁（鉄筋コンクリート造等）の設置を行う工事	
鋼矢板又は構台の設置を行う工事	石工事
擁壁（練積み造）の設置を行う工事	

(4) 土地所有者等の同意

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 (略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 (略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 (略)

2 法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

二 土地収用法（昭和二十六年法律第百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業

三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業

四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

【解説】

・盛土規制法の許可を受けようとする工事主は、工事をする土地の区域内の土地について権利を有する者全ての同意を得なければなりません。

ただし、土地区画整理事業等に該当する事業区域内においては同意は不要です。

・同意を得る必要がある権利者は次のとおりです。

- ・土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借を有する者
- ・使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）を有する者

抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権を除く）については、直ちに土地の使用収益の支障にある権利ではないため、同意の対象とはなりません。

・市は、次に示す書類等により同意を得たことを確認します。

書類	特記事項
<input type="checkbox"/> 公図の写し	法務局の発行後3か月以内のもの
<input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書	法務局の発行後3か月以内のもの
<input type="checkbox"/> 権利者一覧表	参考様式を使用してください
<input type="checkbox"/> 同意証明書	権利者の押印と証明した日付の記載があるもの
<input type="checkbox"/> 権利者の印鑑登録証明書	証明した日付の前3か月以内のもの

・土地の売買契約書の写しでは許可申請時点における権利者の同意が確認できないため、必ず同意証明書が必要です。

5 工事着手に係る手続

(1) 許可標識の掲示

【法】

(標識の掲示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【解説】

- ・盛土規制法の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、許可標識を掲示しなければなりません。
- ・許可標識は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識」又は「土石の堆積に関する工事の標識」とし、大きさは、縦70cm以上×横90cm以上、かつ、地面から50cm以上離して、風雨等により破損や倒壊することがないように、かつ、記載事項が不鮮明とならないように掲示してください。
- ・標識を掲示する枚数に制限はありません。
- ・標識の掲示場所は、工事をする土地の出入口付近の道路に面する位置を想定していますが、周辺地域の住民から見やすい適当な場所があれば、その場所も可能とします。
- ・施行条例により掲示した予定標識は、本標識を設置するとき撤去することができます。
- ・掲示後は、許可標識の掲示状況写真を撮影し、「工事着手届出書」に添付して市長に提出してください。
- ・都市計画法第29条の許可を受けて盛土規制法のみなし許可に該当する工事の場合も、本標識を掲示する必要があります。

(2) 着手の届出

【条例】

(着手の届出)

第12条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

【規則】

(着手の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、工事着手届出書に、法第49条に規定する標識の写真を添付して行わなければならない。

【解説】

- ・盛土規制法の許可を受けた工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに、「工事着手届出書」に必要な書類を添えて提出してください。
- ・盛土規制法の許可を受けた全ての工事が対象です。
- ・工事着手の考え方については、P.68「工事着手の考え方」を参照してください。

(3) 変更の許可

【法】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 (略)

(変更の許可等)

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

5 (略)

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請)

第六十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

【条例】

(変更の届出)

第13条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者であって、第6条から第9条までの規定による手続を行ったもの(以下「許可工事主」という。)は、法第16条第1項又は第35条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 許可工事主は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、第6条から第9条までの規定による手続を新たに行わなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画について、当該届出をした許可工事主に対し、当該計画の変更その他必要な措置をとるべきことについて指導及び助言をすることができる。

【規則】

(変更の届出)

第12条 条例第13条第1項の規定による届出は、工事変更届出書に、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第7条第1項各号若しくは第2項各号又は第63条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる書類のうち、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行わなければならない。

【解説】

・工事主は、許可を受けた盛土等に関する工事の計画を変更しようとするときは、次項の軽微な変更該当する場合を除き、許可申請書を提出し市長の許可を受けなければなりません。許可証の交付を受けるまでは、変更に係る工事に着手することはできません。

・変更許可申請書は正本・副本各1部の計2部提出してください。

・記載事項は、P.57「許可申請書の記載事項」と同様に全項目について記載し、変更する項目については次のように変更前と変更後の内容が分かるように記載してください。

イ 盛土又は切土の高さ		(1.55)		← (変更前) 赤字
		1.40	メートル	← 変更後
ロ 盛土又は切土をする土地の面積		623.81	平方メートル	← 変更しない項目も記載する
ハ 盛土又は切土の土量	盛土	(353.22)		← (変更前) 赤字
		307.50	立方メートル	← 変更後
	切土	0	立方メートル	← 変更しない項目も記載する

- ・ 変更許可申請書の添付書類は、P. 59「許可申請書の添付書類」のうち変更のある書類を提出してください。変更する添付書類についても、可能な限り上記のように変更前と変更後の内容が分かるように記載してください。
- ・ 変更許可に係る申請手数料や標準処理期間は、P. 66「申請手数料」、P. 68「標準処理期間」を参照してください。
- ・ 特定工事主（当初許可時に施行条例に基づく住民周知を行った工事主）は、変更許可申請書の提出の前に、施行条例による変更の届出を行わなければなりません。「工事変更届出書」に変更のある書類を添えて提出してください。
- ・ 変更する工事の内容により近隣住民等への再周知が必要になります。

<地位の承継について>

○一般承継について

- ・ 相続や法人の吸収合併等により盛土規制法の許可に基づく地位を承継した一般承継人は、その事実が判明したときは、速やかに、開発調整課の窓口にご相談してください。詳細な状況を聞き取った上で、変更の許可等の手続きをご案内します。

○特定承継について

- ・ 売買等により盛土規制法の許可を受けた工事主から当該工事の権利や義務を承継した特定承継人は、一般承継人と異なり、改めて盛土規制法の許可を受ける必要があります。

(4) 軽微な変更の届出

【法】

(変更の許可等)

第十六条 (略)

- 2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 (略)
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 (略)

(変更の許可等)

第三十五条 (略)

- 2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 (略)
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 (略)

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

(軽微な変更)

第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項第各号に掲げるものとする。

【解説】

- ・工事主は、許可を受けた盛土等に関する工事について軽微な変更をしたときは、市長に届け出なければなりません。
- ・「軽微な変更」とは、次に掲げるもので、その他の変更は許可申請が必要になります。
 - 1) 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 2) 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 3) 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 4) 工事の着手予定年月日の変更
 - 5) 工事の完了予定年月日の変更（ただし、土石の堆積に関する工事にあつては、当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）
- ・工事主、設計者、工事施行者の主体が変更されるものは、軽微な変更とはなりません。変更の許可申請が必要です。

6 定期報告及び検査等の手続

(1) 定期の報告

【法】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(定期の報告)

第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三十三条 法第三十八条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十八条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

【条例】

(定期の報告事項)

第15条 法第19条第2項及び第38条第2項の条例で付加する必要な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の着手又は前回の報告の時点から新たに行った盛土に係る土石の土質定数
- (2) 工事の着手又は前回の報告の時点から新たに行った盛土の締固め度

2 前項に掲げる事項は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)第7条に規定する地盤について講ずる措置に関する技術的基準に係る審査に当たり、継続的に工事の施行状況を把握する必要があるものとして規則で定める場合に限り、省令第50条第2項又は第80条第2項の報告に付加するものとする。

【規則】

(定期の報告)

第18条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の定期報告書に、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 土地の平面図
- (2) 土地の断面図
- (3) 工事の施行状況の写真

2 条例第15条第2項の規則で定める場合は、前条第3号本文の規定により地盤の安定計算を行う場合とする。

【解説】

- ・ 工事主は、許可を受けた盛土等に関する工事について、工事の実施の状況等を定期的に市長に報告しなければなりません。
- ・ 定期の報告が必要となる工事の規模要件は、次のとおりです。

土地の形質の変更の場合	① 盛土で高さが2mを超える崖が生ずるもの
	② 切土で高さが5mを超える崖が生ずるもの
	③ 盛土と切土を同時に行い高さが5mを超える崖が生ずるもの (①、②を除く)
	④ 盛土で高さが5mを超えるもの (①、③を除く)
	⑤ 標高差 30cm を超える盛土又は切土をする土地の部分の面積が3,000㎡を超えるもの (①～④を除く)
土石の堆積の場合	⑥ 高さが5mを超え、かつ面積が1,500㎡を超えるもの
	⑦ 土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの

- ・ 都市計画法 29 条の許可を受け盛土規制法のみなし許可となった開発行為も、上記の規模に該当する場合は定期の報告の対象となります。みなし許可の場合の定期報告の対象の有無は、開発行為の許可書交付時に併せて交付する通知文でお知らせします。
- ・ 定期の報告の頻度は3か月ごとです。許可証の交付日から3か月経過する日までに提出してください。2回目以降の報告についても、許可証の交付日基準に6か月、9か月等が経過する日までに提出してください。
許可期間が3か月未満の工事は提出する必要はありません。
- ・ 報告すべき事項は次のとおりです。

土地の形質の変更の場合	1) 報告の時点における盛土又は切土の高さ
	2) 報告の時点における盛土又は切土の面積
	3) 報告の時点における盛土又は切土の土量
	4) 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
	5) 工事の着手又は前回の報告の時点から新たに行った盛土に係る土石の土質定数
	6) 工事の着手又は前回の報告の時点から新たに行った盛土の締固め度
土石の堆積の場合	1) 報告の時点における土石の堆積の高さ
	2) 報告の時点における土石の堆積の面積
	3) 報告の時点における堆積されている土石の土量
	4) 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

- ・土地の形質の変更における5)及び6)の報告すべき事項は、盛土材料及び盛土高さの区分による標準法面勾配を超える盛土をする場合に限り報告する必要があります。
標準法面勾配については「盛土規制法に関する工事の手引」を参照してください。

(2) 中間検査

【法】

(中間検査)

- 第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終了したときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
 - 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
 - 4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
 - 5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(中間検査)

- 第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終了したときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
 - 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
 - 4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
 - 5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

- 第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。
- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
 - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

- 第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。
- 2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

(中間検査を要する特定盛土等の規模等)

- 第三十二条 法第三十七条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。
- 2 法第三十七条第一項の政令で定める工程は、第二十四条第一項に規定する工程とする。
 - 3 前項に規定する工程に係る法第三十七条第三項の政令で定める工程は、第二十四条第二項に規定する工程とする。

【省令】

(中間検査の申請期間)

- 第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終了日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

- 第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(中間検査の申請期間)

第七十五条 法第三十七条第一項の主務省令で定める期間は、第四十五条に規定する期間とする。

(中間検査の申請)

第七十六条 法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第七十七条 法第三十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

【条例】

(中間検査の特定工程等)

第14条 法第18条第4項及び第37条第4項の条例で定める工程は、次の表に掲げる工程とする。

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面に基盤排水層を設置する工事の工程	左欄の基盤排水層の上に盛土をする工事の工程
盛土をする前の地盤面に段切りその他の基盤処理を行う工事の工程	左欄の基盤の上に盛土をする工事の工程
高さが5メートルを超える擁壁の基礎地盤の処理を行う工事の工程	左欄の基礎地盤の上に基礎コンクリート又は底版コンクリートを設置する工事の工程
高さが5メートルを超える擁壁の杭基礎の打ち込みを行う工事の工程	左欄の杭基礎の上に基礎コンクリート又は底版コンクリートを設置する工事の工程
高さが5メートルを超える擁壁の配筋を行う工事の工程	左欄の擁壁のコンクリートを打設する工事の工程

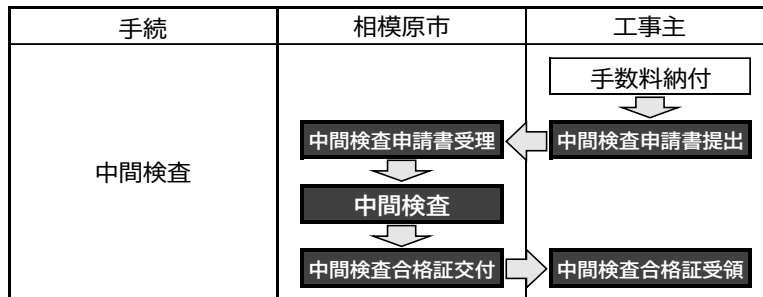
【解説】

- ・ 工事主は、許可を受けた盛土等に関する工事のうち特定工程を含む工事については、中間検査を受検しなければならず、中間検査合格証の交付を受けた後でないと、特定工程後の工程に着手することができません。
- ・ 中間検査の対象となる工事は、定期の報告が必要となる工事の規模要件と同規模、かつ、次に掲げる特定工程を含む工事です。なお、土石の堆積に関する工事に中間検査はありません。

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事
盛土をする前の地盤面に基盤排水層を設置する工事	基盤排水層の上に盛土をする工事
盛土をする前の地盤面に段切りその他の基盤処理を行う工事	基盤の上に盛土をする工事
高さが5mを超える擁壁の基礎地盤の処理を行う工事	基礎地盤の上に基礎コンクリート又は底版コンクリートを設置する工事
高さが5mを超える擁壁の杭基礎の打ち込みを行う工事	杭基礎の上に基礎コンクリート又は底版コンクリートを設置する工事
高さが5mを超える擁壁の配筋を行う工事	擁壁のコンクリートを打設する工事

- ・ 都市計画法 29 条の許可を受け盛土規制法のみなし許可となった開発行為も、上記に掲げる特定工程を含む場合は中間検査の対象となります。みなし許可の場合の中間検査の対象の有無は、開発行為の許可書交付時に併せて交付する通知文でお知らせします。
- ・ 工事主は、特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内に、中間検査を申請しなければなりません。特定工程に係る工事の施行時期が判明した際は、あらかじめ、市の担当者と中間検査の時期を調整するようにしてください。
- ・ 中間検査の申請に当たっては、相模原市手数料条例に基づく手数料を納入する必要があります。みなし許可の場合も同様に手数料が必要です。P.66「申請手数料」を参照してください。

手続きフロー



(3) 完了検査等

【法】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 (略)

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査等)

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 (略)

4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

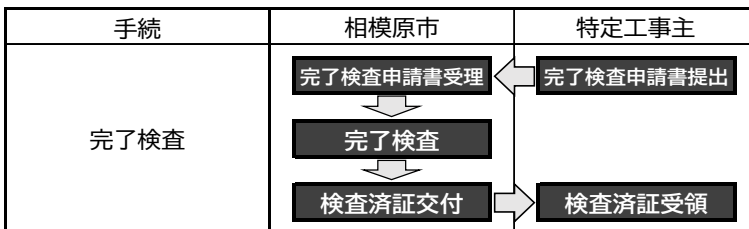
(確認済証の様式)

第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

【解説】

- ・ 工事主は、許可を受けた土地の形質の変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に関する工事を完了したときは除却の確認を受ける必要があります。
- ・ 工事主は、許可に係る全ての工事を終えた日から4日以内に、完了検査又は除却の確認（以下、「完了検査等」）を申請しなければなりません。工事の完了又は除却の時期が判明した際は、あらかじめ、市の担当者と完了検査等の時期を調整するようにしてください。
- ・ 土地の形質の変更に関する工事の場合は、その工事が、擁壁等の設置や盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を講じ、技術的基準に適合しているかどうかについて、現地や必要な書類を検査します。検査の結果、技術的基準に適合していると認められたときは、検査済証が交付されます。
- ・ 土石の堆積に関する工事の場合は、堆積した全ての土石が除却されているか確認します。確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められたときは、確認済証が交付されます。

手続きフロー





潤水都市 さがみはら

盛土規制法に基づく許可制度等の手引

令和 7年 4月 1日 発行

【お問合せ先】

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 開発調整課
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所第1別館4階
(電話) 042-769-8250・8251 (ファクス) 042-757-6859
